

次世代に誇れる 緑うるおう まち 成田

成田市緑の基本計画



平成22年3月

成 田 市

成田市緑の基本計画 目次

1. 計画の基本事項	1
2. 緑の現況と課題	4
3. 基本理念	16
4. 緑の将来像	17
5. 基本目標	20
6. 基本方針	22
7. 実現施策	23
8. 地域別緑のまちづくり方針	37
9. 緑化重点施策	50
用語集	53

はじめに

成田市長

小 泉 一 成



私たちのふるさと成田市は、谷津田や里山をはじめとする郷土の自然にあふれ、中小河川や印旛沼などの水辺の緑や農地の緑に恵まれた都市であります。

近年、私たちを取りまく環境は、地球温暖化をはじめとする環境問題だけでなく、生物多様性の確保など地域だけでなく地球的な視点から環境や緑をとらえることが求められており、このような状況を改善する方法として、緑の創出や保全が重要性を増しております。

緑は生活にうるおいと安らぎをもたらすほか、二酸化炭素の吸収、郷土の景観形成、防災機能などさまざまな役割を担っております。

本計画では地域の特性を活かし、成田市の貴重な緑を守り育み、伝えるため「次世代に誇れる 緑うるおう まち 成田」を緑の将来像として掲げております。

計画の推進にあたりましては、「住んで良し、働いて良し、訪れて良し」の生涯を完結できるまちの創造に向け、市民の皆様と行政が協働し、取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、アンケートやパブリックコメントなどを通じ、貴重なご意見やご提案をいただきました多くの皆様に、心から感謝を申し上げますとともに、今後とも一層のご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

平成22年3月

1. 計画の基本事項

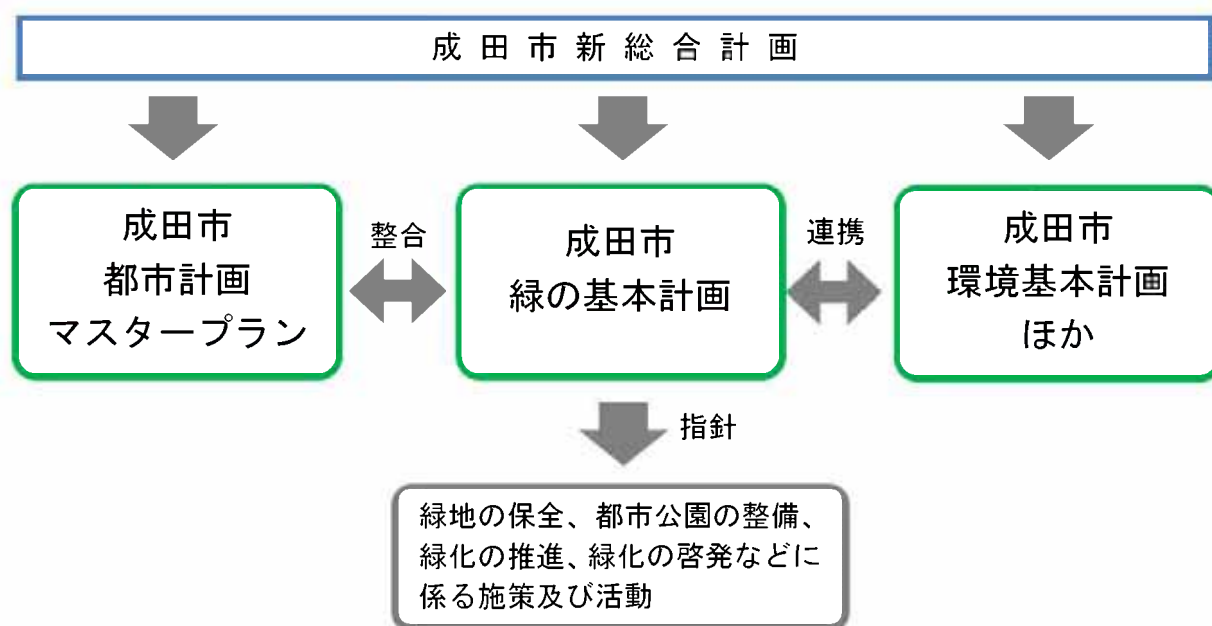
1-1 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条に規定された「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことであり、都市公園の整備や特別緑地保全地区の指定など都市計画法に基づく諸制度の活用のみならず、道路、河川、学校等の公共施設の緑化、市民や事業者などの民有地における緑地の保全や緑化など、緑全般に関する計画です。

1-2 計画の位置づけと背景

旧成田市では平成8年に「成田市緑の基本計画」を策定、目標年次を平成22年としていることから、緑の状況や社会情勢の変化などを踏まえ、新たな「緑の基本計画」を策定するものです。

また、平成18年に「成田市新総合計画」、平成20年「成田市都市計画マスタープラン」が策定されており、これらの計画と整合をとった計画となるよう位置づけられています。



1-3 目標年次

緑の基本計画は市の総合施策における緑部門の基本計画であることから、成田市新総合計画、成田市都市計画マスタープランとの整合を図り、平成37年（2025年）の都市像を展望しつつ、平成27年（2015年）を本計画の目標年次とします。

1-4 計画対象区域と対象とする緑

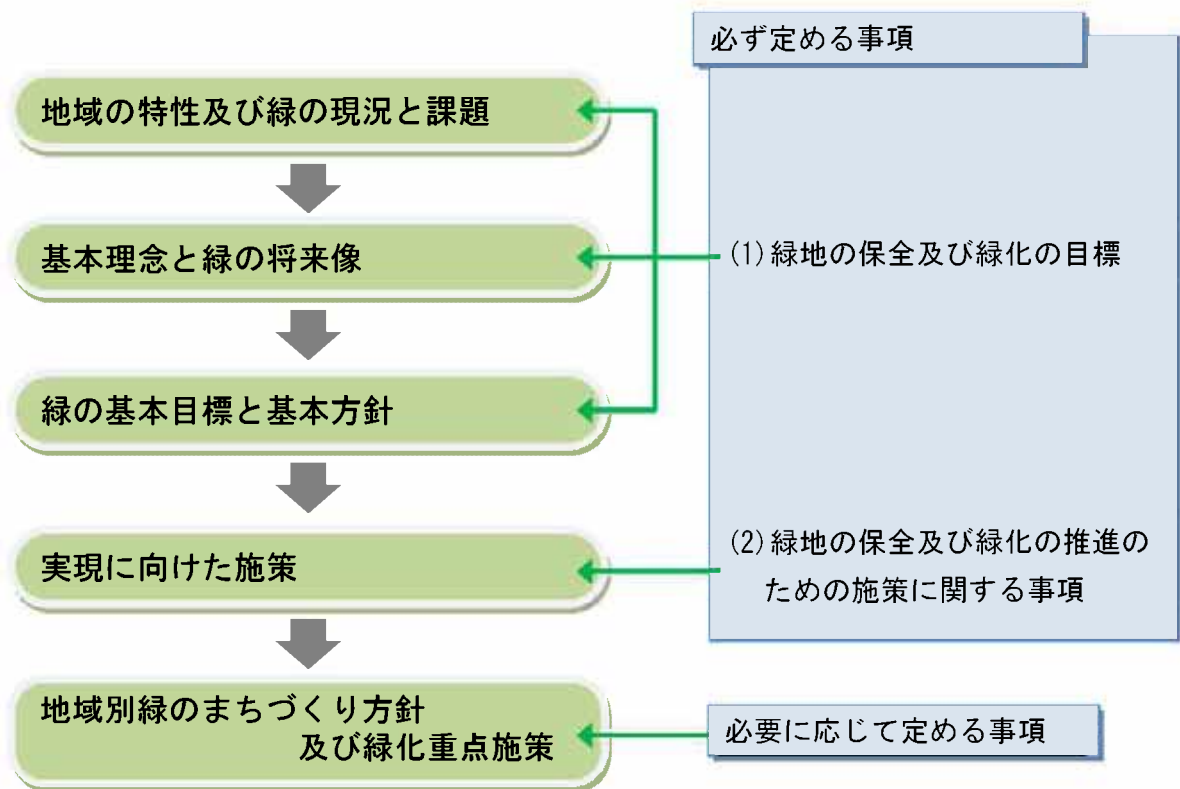
成田市は市全域が都市計画区域であるため、市全域を計画対象区域とします。

この計画で対象とする「緑」は、市域内における以下のものを対象とします。

- ・公園、緑地、緑道、樹林地、聖山、農地、谷津田、河川・水辺、湖沼、ため池
- ・道路や学校等の公共施設の緑地または緑に覆われたオープンスペース
- ・民有地の緑地または緑に覆われたオープンスペース

1-5 計画の構成

緑の基本計画は、都市緑地法第4条第2項において「必ず定める事項」と「必要に応じて定める事項」を設けることとなっており、本計画では以下の構成でまとめています。



1-6 緑の5つの機能

① やすらぎ、健康増進

植物の緑を眺めることは、人にやすらぎ、癒しを与えます。また、緑の空間は市民の多様なニーズに対応して、スポーツ・レクリエーションや体験の場として活用されることを通じて、健康増進、コミュニティ育成などにも効果があります。

② 気候緩和、環境改善

緑は植物の蒸散作用により周辺の熱環境を緩和する機能があります。また、住宅地のまわりの緑は強風や騒音を低減する機能や大気を浄化する機能があります。

さらに、適正に管理された緑は、地球温暖化の要因となっている二酸化炭素の吸収・固定や酸素を発生させる機能を持っています。

③ 自然景観形成

成田の緑の風景である谷津田、里山や寺社林などは、郷土の景観を形成します。また、水辺の緑や街路樹などがまち並みに風格と潤いを与えます。

④ 生物多様性の確保

緑は、多様な生物の生息・生育場所となり生態系を支える基盤としての機能をもっています。また、それらを緑道や水辺と連携することで生態系のネットワークが形成されます。

緑の空間では、生物とふれあい、観察することなどで、学校教育や研究実践の場として活用されます。

⑤ 災害・防災、避難地など都市の安全性確保

樹木は、地震時などの災害時に火災延焼を防止します。また、公園などのオープンスペースは、災害時の避難場所や救援活動の拠点として利用されます。また、斜面緑地などは土砂災害を防止します。

2. 緑の現況と課題

2-1 緑の現況

①都市公園の緑

- ・市内では136ヶ所129.55ha(1,295,542㎡)の都市公園が供用されています。市民一人当たりの公園面積は10.3㎡となっています。
- ・公園の箇所数は、昭和60年39箇所(70.02ha)、平成5年61箇所(97.04ha)、平成17年112箇所(107.51ha)と着実に整備が進められています。
- ・住区基幹公園は地区公園3箇所、近隣公園13箇所、街区公園115箇所となっています。
- ・都市基幹公園は運動公園として大谷津運動公園・中台運動公園・下総運動公園の3箇所、総合公園として坂田ヶ池総合公園があります。
- ・特殊公園は墓園として、いずみ聖地公園があります。

②河川、湖沼の緑

- ・市内には利根川をはじめ、根木名川・大須賀川などの中小河川が流れています。また、市の西部には印旛沼の大きな水面が広がっています。
- ・利根川、根木名川、大須賀川や印旛沼などにおける治水対策が進められています。
- ・大須賀川や江川などの準用河川の改修などが進められています。
- ・根木名川、取香川を中心とした「花の回廊構想」があります。

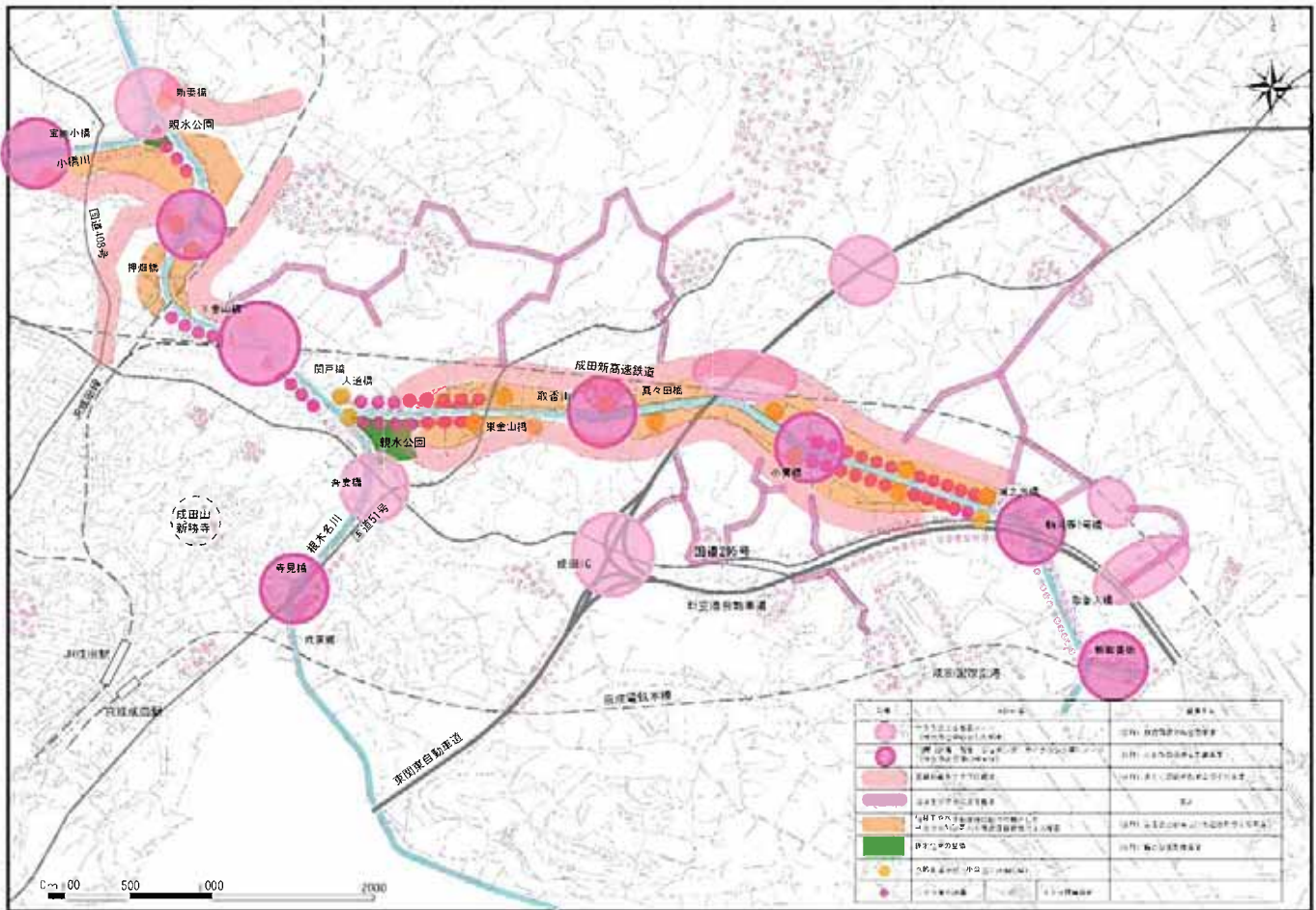
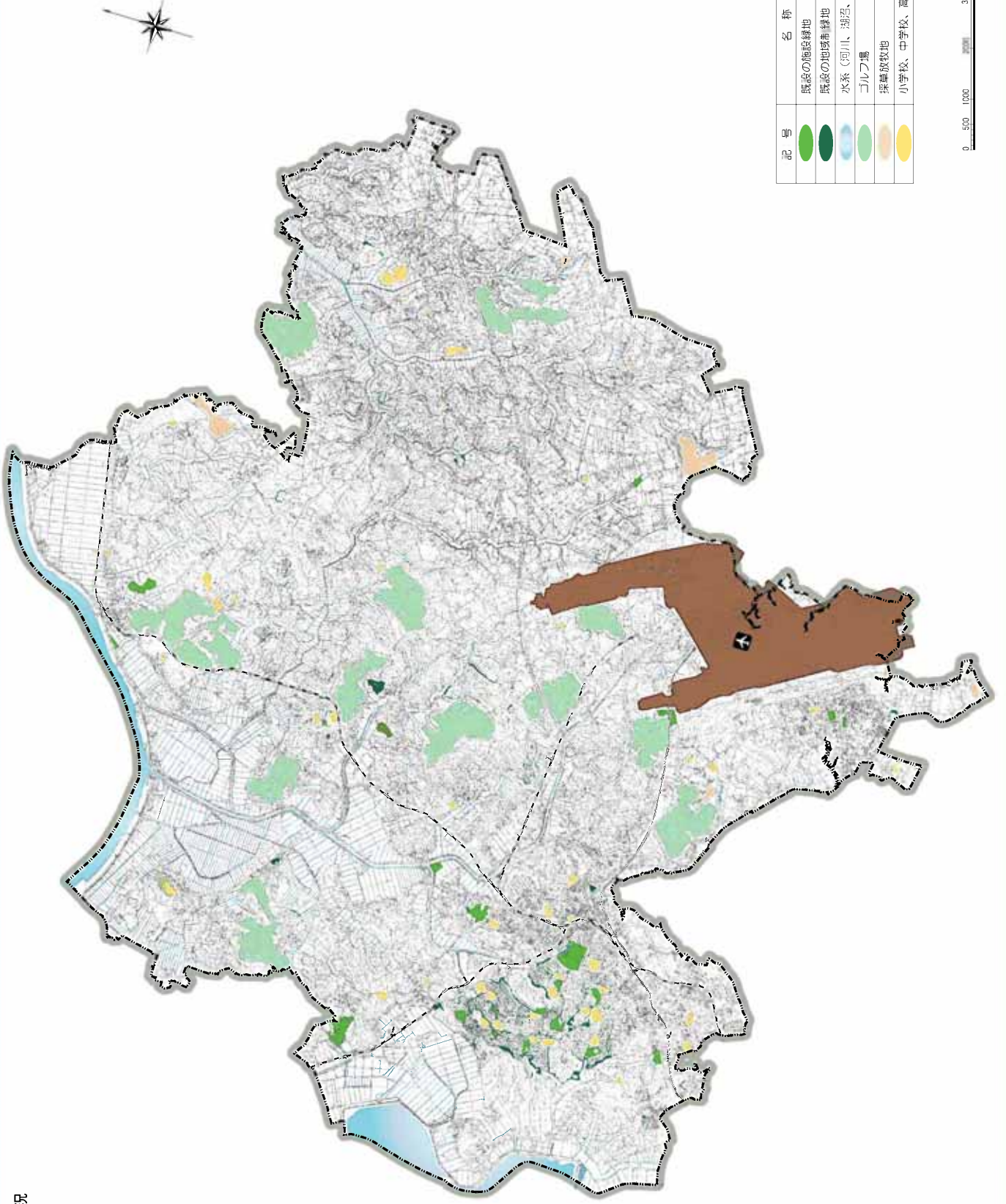


図 花の回廊構想

図 成田市の緑の現況



③道路の緑

成田ニュータウン、公津の杜駅周辺の新しい市街地には街路樹のある道路の緑が連続しています。

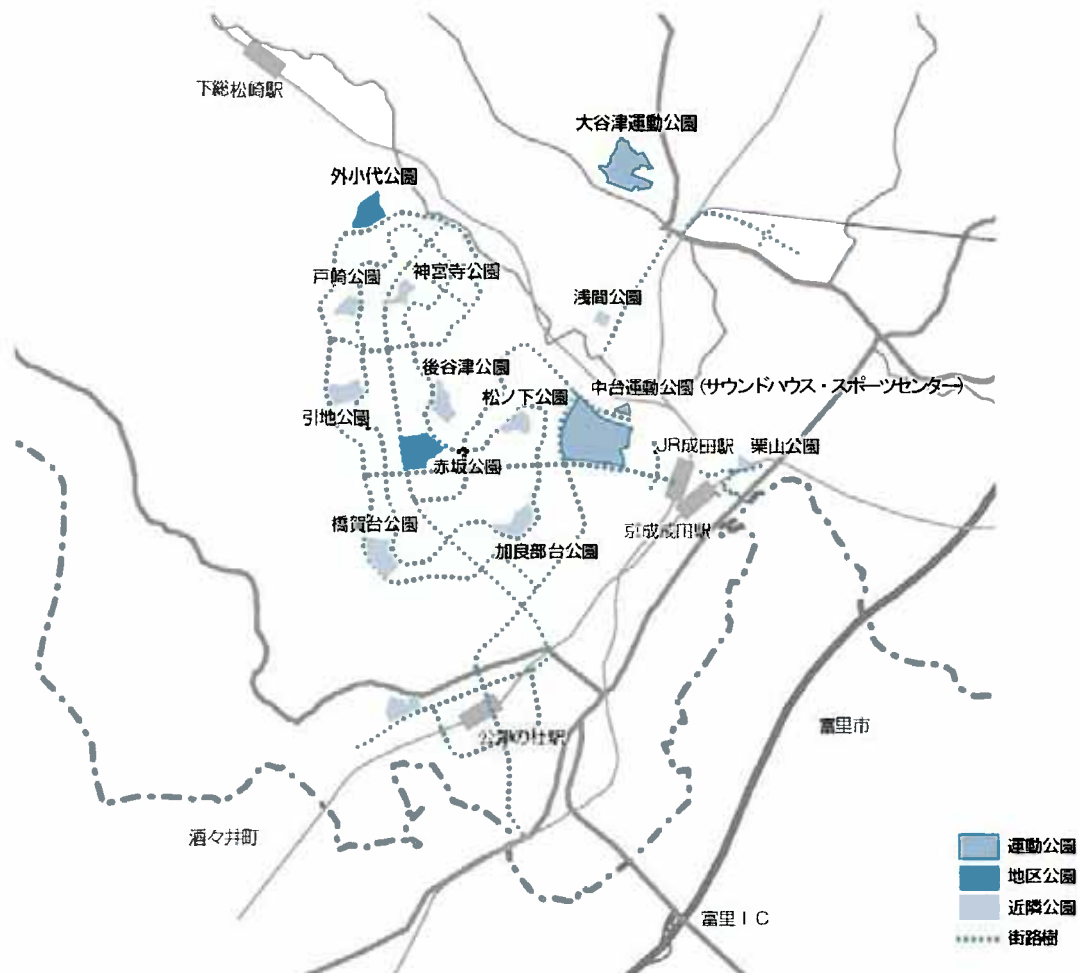


図 街路樹の状況（都市計画マスタープランより）

④公共施設の緑

市役所をはじめとする公的な建物において緑化が進められています。

⑤民有地の緑

成田ニュータウン地区及び公津の杜地区内の大規模マンション及び駅周辺のホテルなどの外構部に緑地が確保されています。

⑥里山の緑

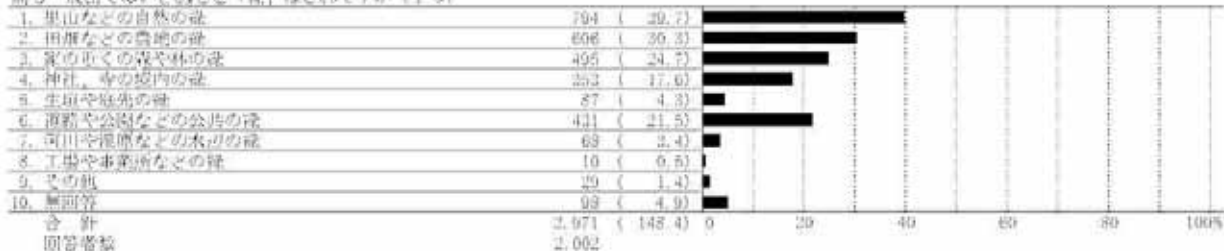
市内に谷津田や斜面林、農地周辺の樹林地など、里山の緑が残っています。

2-2 市民の意識と活動

①成田で多いと感じる緑

市民アンケートの結果から、成田市の緑に対する印象で最も多い回答は「里山などの自然の緑」(39.7%)であり、続いて「田畑などの農地の緑」(30.3%)、「家の近くの森や林の緑」(24.7%)、「道路や公園などの緑」(21.5%)となっています。

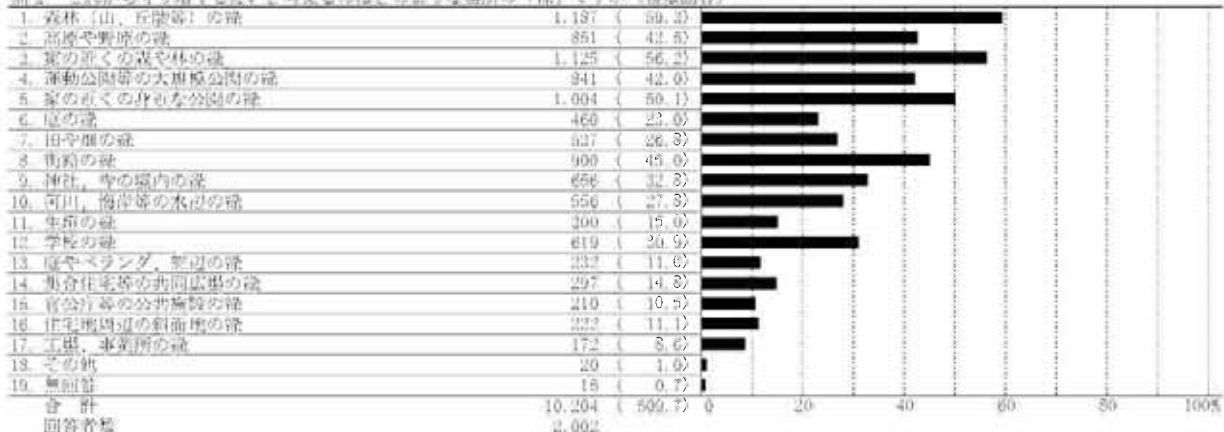
問3 成田で多いと感じる「緑」はどれですか(1つ)



②守り増やしたい緑

これから守り増やしたい緑についての最も多い回答は「森林(山、丘陵等)の緑」(59.3%)、続いて「家の近くの森や林の緑」(56.2%)、「家の近くの身近な公園の緑」(50.1%)、「街路の緑」(45.0%)、「高原や野原の緑」(42.5%)となっています。

問4 これから守り増やしたいと考えるのはどのような場所の「緑」ですか(複数回答)



③新しい公園への希望

新しい公園に対する希望で最も多い回答は「歩いて行ける範囲で運動などができる公園」(34.9%)となっており、次いで「家の近くにあつて幼児や児童が遊べる公園」(18.6%)となっており、身近な公園が求められています。

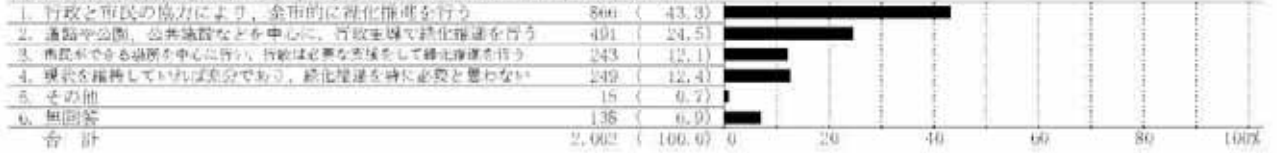
問10 新しく公園ができるとしたらどのような公園が一番みますか(1つ)



④緑化推進の進め方

成田市の緑化推進については「行政と市民の協力により、全市的に緑化推進を行う」(43.3%)が最も多く、次いで「道路や公園、公共施設などを中心に、行政主導で緑化推進を行う」(24.5%)となっています。

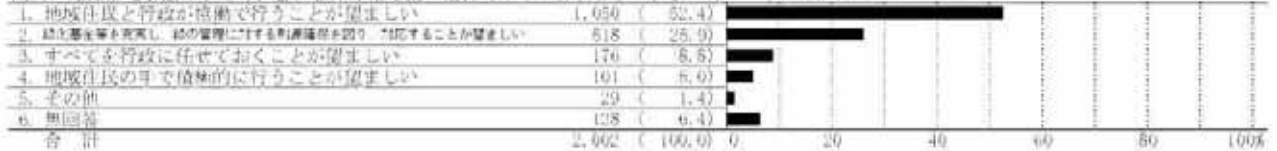
問22 成田の緑化推進に対して、どのように進めるのがよいとお考えですか。(1つ)



⑤緑の管理

緑の管理については、「地域住民と行政が協働で行うことが望ましい」(52.4%)が最も多く、次いで「緑化基金等を充実し、緑の管理に対する財源確保を図り、対応することが望ましい」(25.9%)となっています。

問23 緑化推進を図るうえで、都市整備や落ち葉の清掃時の緑の管理をどのように行うべきかとお考えですか。(1つ)



利根川



印旛沼

2-3 社会環境の変化

①人口、世帯数

- ・平成 21 年(12 月末)の人口は 126,208 人、世帯数は 53,498 世帯（出典：住民基本台帳）で、増加傾向が続いています。
- ・年齢 3 区分別人口は、年少人口（0 歳～14 歳）14.1%、生産年齢人口（15 歳～64 歳）70.2%、老年人口（65 歳以上）15.7%で、少子高齢化が進展しているものの周辺市町村のなかでは比較的緩やかに進展しています。（出典：平成 17 年国勢調査）
- ・平成 21 年(12 月末)の地区別人口は、ニュータウン地区 34,275 人、公津地区 26,177 人、成田地区 18,407 人（出典：住民基本台帳）で、この 3 地区に市全体の 62.5%が集まっています。

②少子・高齢化の進展

- ・我が国は、平成 17 年（2005 年）年に人口減少局面に入っており、国立社会保障・人口問題研究所によると、今後、一層少子高齢化が進行し、本格的な人口減少社会になる見通しとなっています。平成 67 年（2055 年）には合計特殊出生率は 1.26、人口は 9,000 万人を下回り、高齢化率は約 4 割、1 年間に生まれる子どもの数は 50 万人を下回る少子高齢化の進展が示されています。
- ・本市は、全国及び千葉県に比べ年少人口割合がやや高く、老年人口割合がやや低い現状のまま推移するとみられるが、おおむね 10 年後には 5 人に 1 人が老年人口になるものと予測されています。

③市民意識の変化

- ・社会の成熟や昨今の景気低迷により、人々の価値観は物質的な豊かさから心の安らぎ、自然とのふれあい、家族と過ごす時間等に移行しています。
- ・また、ボランティアや NPO による社会貢献活動、地域コミュニティの中での豊かさの実現などへの関心も高まっています。

④地球環境への意識の高まり

- ・地球温暖化の進展、異常気象や局地的な風水害などにより、地球レベル・地域レベルの環境問題への関心が高まっています。
- ・太陽光発電などの自然エネルギーの導入、エコカーなどの普及による、循環型社会の構築や、低炭素社会づくりが求められています。

2-4 成田市の緑の課題

これまでの緑を取り巻く状況や市民の意識等をふまえ、本市の緑に関する課題を次のとおり整理します。

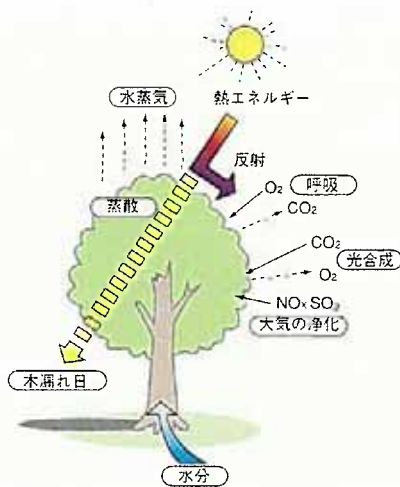
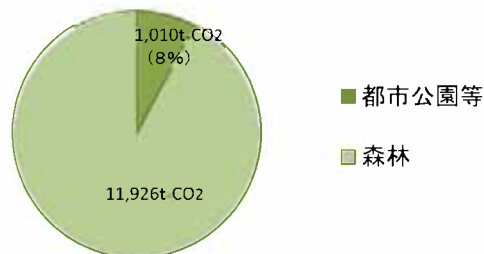
①骨格となる緑の保全・再生

～里山の環境保全機能の維持と充実～

市内に残る樹林地や谷津田、里山の緑は郷土の骨格となる緑であり、景観的な役割、都市環境の改善や生物の生息生育空間、レクリエーション、二酸化炭素の吸収・固定などの機能を有しています。これら、骨格となる緑を積極的に保全・再生を図ることが必要となります。

- 郷土の景観保全、二酸化炭素の吸収源としての樹林地の保全のため、管理の行き届かない里山について市民と協働して管理活動を広める必要があります。
- 県内・市内では、「千葉県里山条例」のような保全・整備・活用の先進的な取組がなされており、同様の取組を広げていくことが望まれます。
- 市民との協働による活動を中心とした、緑地の保全・活用の取組が望まれます。
- 行財政の状況を踏まえ、緑地などの買い取りを含む保全制度には限界があることから、地域指定や協定などの保全対策を活用する必要があります。

年間CO₂吸収量



年間CO₂収支



図 緑の環境保全機能と成田市の緑による地球温暖化防止効果

②緑と水辺空間の連続性の確保

～里山・樹林地の緑と河川を結び、生物多様性を維持し生態系ネットワークを確保する～

市内を流れる利根川、根木名川、取香川につながる樹林地や里山を連携させて、連続的な緑を確保するとともに、生態系ネットワーク・レクリエーションネットワークを強化することが必要となります。

- 市内を流れる河川は市街地における連続的な自然環境であり、里山・谷津田・樹林地と市内に流れる河川とを結ぶことにより、生物の生息・生育空間となります。大規模開発などにより、水辺と樹林地等の緑との連続性が減少していることから、これらの連続性を回復・強化し、生態系ネットワークを形成していくことが必要となります。
- 河川を中心とした生態系ネットワークは、散歩などの市民レクリエーションの場としても優れており、多自然川づくりを進めるとともに周辺の緑地との連携により、自然環境とレクリエーション空間が一体化した整備を図ることが必要です。
- 谷津田とその周辺農地は郷土の原風景の一つであり、また、地下水位が高く通年を通して湿田状態であることから、希少な生物の生息場所になっています。これらの環境の面的な保全が必要となります。

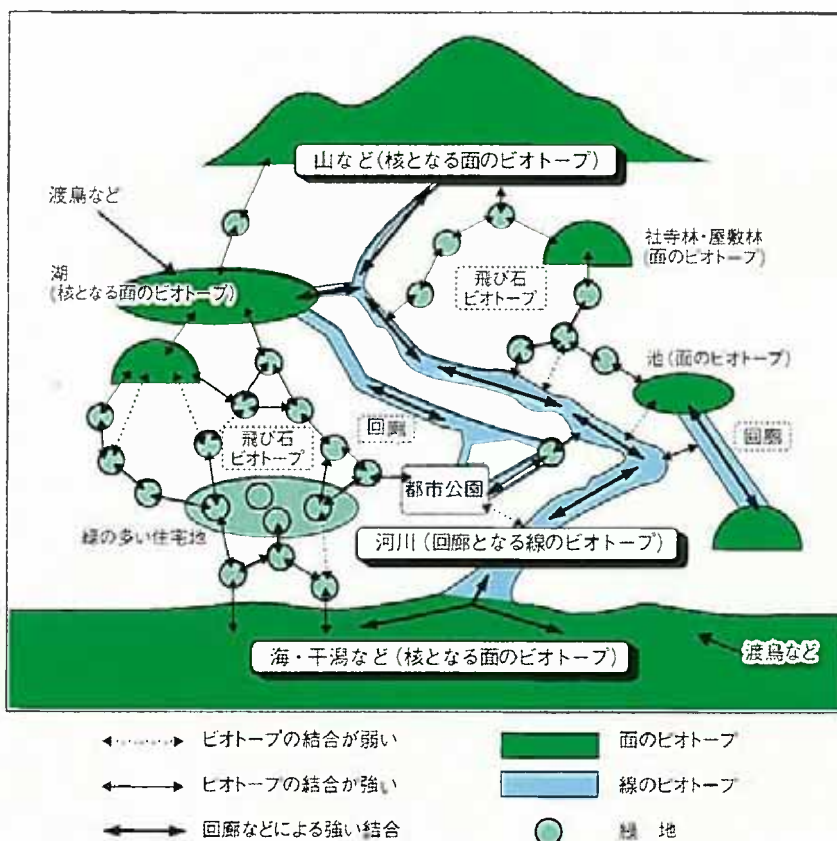


図 生態系ネットワークのイメージ

③まちの魅力向上のための緑と歴史景観づくり

～まちの風格を高め快適にする緑づくり～

まちに活力を与え、より多くの観光客に訪れてもらうためには成田国際空港からの都市景観を含めて緑豊かな風格のあるまちづくりを進める必要があります。歴史的な景観整備を進める地域にあっては、周辺地域の緑地を保全していくことが求められます。

- まちに活力を与えるためには、交流人口を増加させることが必要であり、そのためには何度も本市を訪れたいくなるような魅力的な都市景観、緑豊かな風格ある都市景観が求められます。
- まちづくりが進められている成田駅周辺、成田ニュータウン、公津の杜、はなのき台、成田国際空港周辺などで、地区の顔となる緑豊かなまちづくりを進める必要があります。
- 観光客が多く集まる成田山新勝寺周辺では、歴史的な景観整備を進めるとともに周辺緑地の保全をしていくことが必要となります。

④新たな市民ニーズ・社会ニーズに対応した身近な緑の充実

～主として、公園の適正配置及び既設公園のリニューアル～

社会環境の変化の中、身近な緑へのニーズは大きく変化しています。新たな緑のニーズに応えるため、都市公園の適正配置と既存公園の再整備を行うことが必要となります。

- 少子高齢化の進展や市民の生活の多様化により、身近な場所に多様なレクリエーション機能を持つオープンスペースが必要となっており、これらの機能を担う都市公園等が近くにない地域においては新たな配置が求められます。
- 子どもを安心して育てることができる環境となる都市公園等の機能充実が必要となっています。
- 公園の緑が犯罪の温床にならないように、公園施設整備や防犯のための見通し確保などが望まれます。また、安全に遊べる公園施設とするために安全管理などの体制を強化することが必要です。
- 既存の都市公園について、様々なニーズに対応した施設の更新が望まれます。
- 高齢化社会の進展に対応し、健康増進に活用できる施設の整備や市民活動、ボランティアの場となる公園づくりが必要となっています。



図 都市公園の配置モデルパターン

⑤安全・安心な緑空間の確保

～地震火災時の延焼防止、災害時の避難地・避難路等の充実～

都市防災は都市づくりの大きな課題となっており、避難地・避難路の確保等に寄与する都市公園等のオープンスペースの適正配置や街路樹整備等を進めることにより安全・安心を確保することが必要となります。

- 地震による火災延焼を防ぐとともに避難空間や救助・救援、復旧・復興拠点となるなど、都市の防災性・防災機能を向上させる都市公園や街路整備など、オープンスペースの緑を確保する必要があります。
- 都市公園等オープンスペースは避難地機能だけでなく、ヘリポートや部隊の活動拠点等の救援拠点としての機能充実が必要となります。
- 公園利用者の安全確保と公園での犯罪防止対策を進める必要があります。

自衛隊や消防などの活動拠点としての公園の活用例



長岡市 国営越後丘陵公園



小千谷市 市営白山運動公園



成田市の防災訓練



⑥市民・事業者との協働による緑のまちづくりの推進

～市民・事業者の緑のまちづくりへの参加促進～

都市の緑を積極的に保全・創出していくためには、行政による整備だけでなく市民・事業者との協働が課題となります。ボランティアやNPO活動など市民活動が活発化するなか、行政による支援制度の充実・情報発信の推進が必要となります。

- 市民・事業者と協働し、緑のまちづくりへの参加活動を促進することが求められます。
- 緑の管理等の保全活動に参加したいという市民意向を踏まえ、身近な公園や街路樹・里山等で活動してもらうためのしくみ・制度の充実が必要となります。

成田市現状モデル

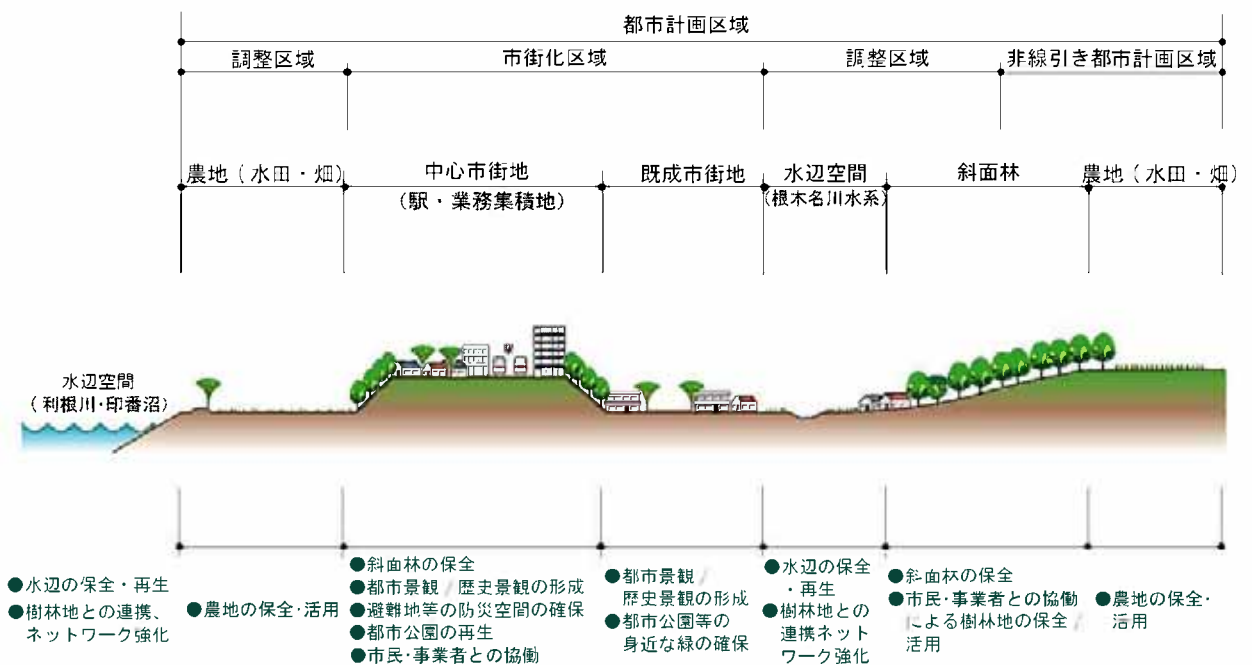
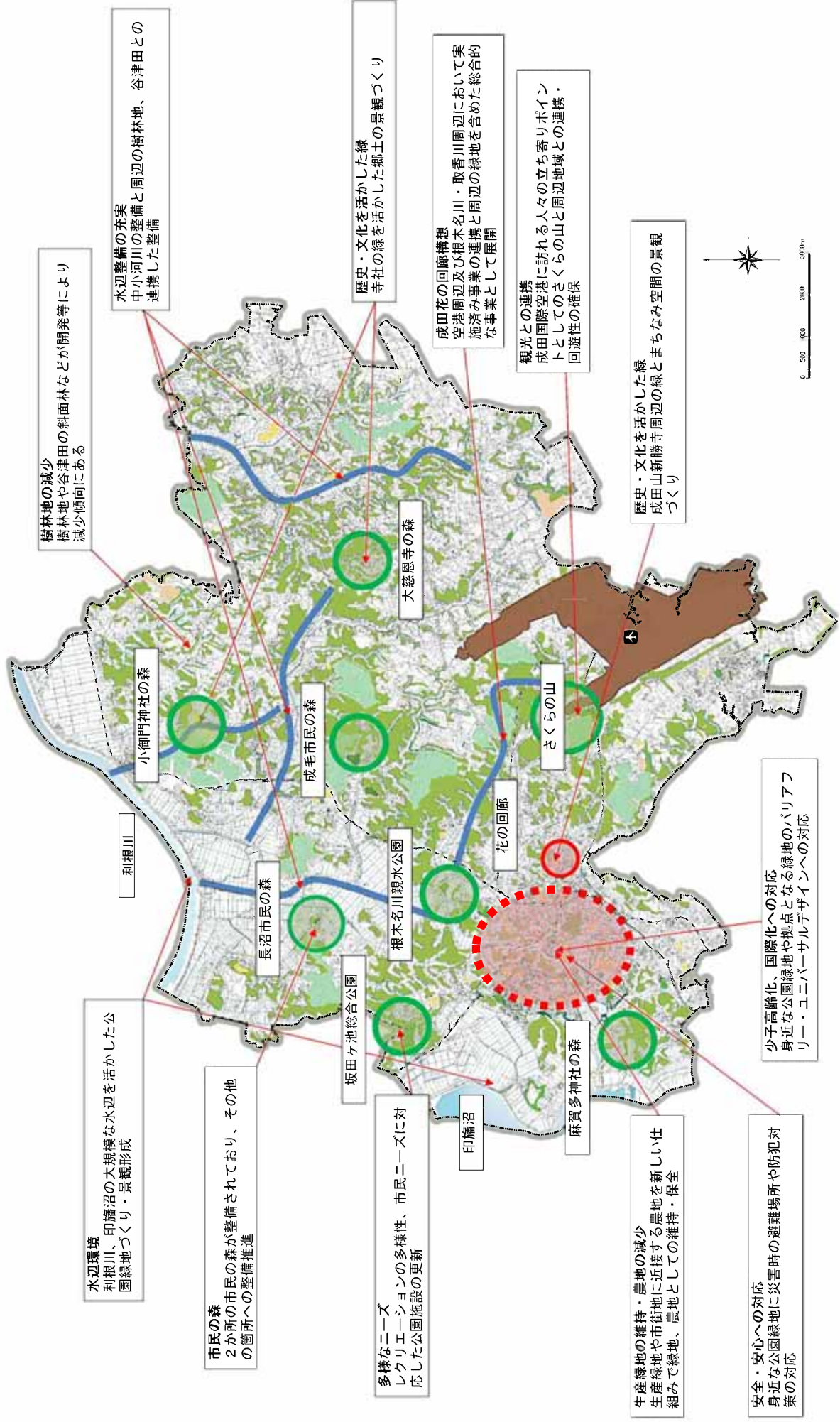


図 緑の課題図



3. 基本理念

都市の緑は、市民の生活に潤いと安らぎを与えるとともに、気候を和らげるなどの機能があります。さらに、地震発生時の防災機能や二酸化炭素の吸収・固定、生物多様性の確保などの環境改善機能が注目されています。

成田市には、谷津田や里山をはじめとする郷土の原風景となる景観を構成する都市の緑が残っています。さらに、根木名川・大須賀川などの中小河川が流れるとともに、印旛沼が成田市の景観や生態系の軸となっています。平地に広がる農地などの緑は、身近な生活環境に潤いを与えています。

成田山新勝寺などの個性ある歴史資源が保全され、周囲の緑と相まって成田らしい風格のある景観をつくっています。また、市内には樹林地を中心として多くの緑が残っており、市街地の新しい緑とあわせて保全・創出していくことが求められています。

これらの歴史的な資源は年間1,000万人以上の人々が訪れる観光資源となっており、周辺の緑は、魅力ある観光地づくり、景観形成のため重要な要素となっています。

計画の実現にあたっては行政だけでなく、市民・事業者等が協働して緑を保全・創出していくことが求められています。

本計画では、本市の緑の将来像を以下のとおり掲げます。

緑の将来像

次世代に誇れる 緑うるおう まち 成田

成田市新総合計画の 将来都市像

個性かがやく交流都市

夢はぐくむ共感都市

緑うるおう環境都市

都市計画マスタープラン のまちづくりの理念

成田にしかできない、
活力があり、訪れたくなる
まちづくり

生涯住みやすく、
安全で温かみのある
まちづくり

緑うるおい、歴史が薫る
まちづくり

4. 緑の将来像

市民・事業者と行政が共通の認識を持って緑のまちづくりを進めていくことができるよう、将来の本市の緑のあるべき姿を「緑の将来像」とします。

【骨格】

緑の骨格である樹林地が保全されています。

- 成田市の緑の骨格である樹林地が守られています。
- 里山の樹林地では、市民が協力して下草刈りなどの手入れが行われています。また、適正に管理された樹林地は二酸化炭素の吸収・固定により、地球温暖化対策に重要な役割を果たしています。
- 市内に残る里山や谷津田の緑は、身近な緑としてNPOや市民活動の一環として保全活動により郷土の景観を維持するとともに、生物多様性の確保などに大きな役割を果たしています。

【連携】

丘陵地の樹林から利根川へと緑と水で結ばれています。

- 市街地に流れる根本名川、大須賀川、十日川、取香川などの河川を中心に谷津田や斜面林の緑が一体となっており、寺社林や屋敷林、公共施設・民有地の緑がつながっています。
- 水辺と緑が結ばれ、野鳥や昆虫など多様な生物が生息しています。

【拠点】

緑によって、まちに個性と風格があたえられています。

- 成田駅周辺や成田湯川駅周辺の街路には街路樹の緑が連続しており、まちの景観を形づくるとともに市民や来訪者に潤いを与えています。
- 市街地の建物や住宅では花と緑で彩られ、成田市らしい個性あるまち並みとなっています。
- 成田市を代表する観光地である成田山新勝寺には多くの人が集まり、その周辺の緑もきれいに保存されています。

【身近】

生活に安らぎと潤いをもたらす身近な緑があふれています。

- 子どもからお年寄りまで市民一人一人が気軽に楽しめる公園が歩いて行ける場所にあり、様々なスポーツ・レクリエーションを楽しんでいます。公園はバリアフリー化され、誰もが緑とふれあえる空間となっています。
- 里山が整備され、谷津田では農業が営まれており、ボランティアの人々と地域の人々が共に管理をしながら自然・里山・農業とのふれあいを楽しんでいます。
- 家庭の庭や商店街などで、花と緑があふれています。

【安全・安心】

生活を支える安全・安心な緑が整備されています。

- 公園緑地や運動場などのオープンスペースが避難場所として市内各所に適正に配置され、避難路となる街路には延焼防止に役立つ街路樹が植栽されています。
- 身近な公園の緑は見通しが良く、明るく安全に整備され、子どもが安心して遊べる空間となっています。
- 斜面地には樹林が維持されており、土砂災害から市民を守っています。

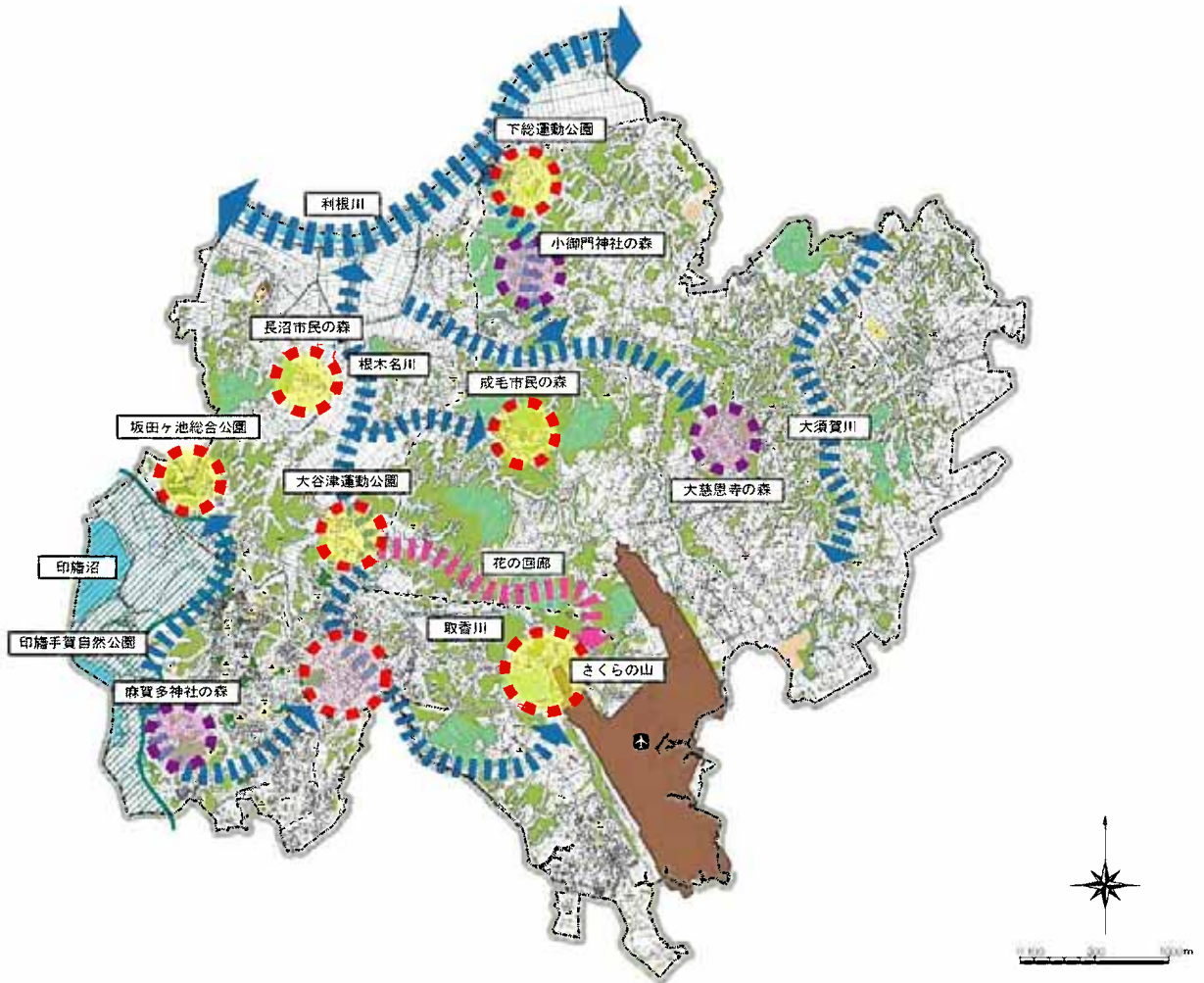
【協働】

市民、事業者、市が率先して緑のまちづくりを行っています。





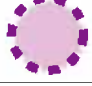
- 緑は地域の人々や事業者などが自ら植樹し、管理しているとともに地域に残る里山の樹林地を大切に守り、育てています。市民などによる地域活動を行政が支援しています。
- 地域における緑に関する活動をきっかけとして、コミュニティ活動が活発化しています。



図 緑の将来像図



緑の将来像図は、前項の「緑の将来像」で示した今後の成田市の緑のあるべき姿を示したものです。

緑の将来像図の構成要素			凡 例
緑の骨格	郷土の緑	樹林地、里山、谷津田の緑	
緑の連携	水と緑のみち	利根川や市内の中小河川を結ぶみち 印旛沼周辺の緑	
まちの緑	緑の拠点		
	都市の核となる緑	中台運動公園、赤坂地区公園などの都市公園	
	市街地周辺の緑	坂田ヶ池総合公園、大谷津運動公園などの都市公園や市民の森など	
	郷土の緑	麻賀多神社や大慈恩寺、小御門神社の森などの樹林地	

5. 基本目標

緑の基本計画の目標値（平成 27 年）を以下に掲げます。なお、計画フレームとなる市の人口は「成田市新総合計画」、「都市計画マスタープラン」との整合を図り、平成 27 年の総人口 150,000 人と想定します。

平成 21 年 3 月末現在の都市公園整備面積は 129.55ha(1,295,542 m²)で、市民 1 人当たりの整備量は 10.3 m²/人となっています。

緑地の保全及び緑化の目標は、緑の将来像の実現を目指し、量的目標と成果目標に区分して下表に示します。なお、都市公園は市街地における代表的な都市の緑であるため、その整備量は都市緑化に大きく寄与することから、都市公園の面積目標を以下に設定します。

●全市域における都市公園の面積

現況（平成 21 年）129.55ha(1,295,542 m²) ⇒ 目標（平成 27 年）156.15ha(1,561,500 m²)

10.3 m²/人

10.4 m²/人

市民一人当たりの都市公園面積を 1%増やします。

表 緑地の保全及び緑化の目標

区分	目標設定の項目		現況 (平成 21 年)	計画目標 (平成 27 年)
量的 目標	緑地の確保目標量	市街地	6.6%	6.9%
		都市計画区域	3.7%	4.4%
	市民一人当たりの都市公園面積		10.3 m ² /人	10.4 m ² /人
	市民一人当たりの都市公園等面積		62.3 m ² /人	62.4 m ² /人
成果 目標	緑に関する市民意識 の割合、満足度	緑への満足度	78.1%	80%
		公園の利用回数 (年に数回利用)	36.8%	50%
		住民と行政の協働による 緑の管理への意向	52.4%	60%

●緑の確保の基本的な考え方

・水辺空間と緑の連携

市内にながれる中小河川や利根川、印旛沼の水辺と周辺に位置する斜面林、寺社林などの緑を連携させます。

・生産緑地の活用

都市の中の緑として貴重な生産緑地の保全や遊休農地の活用を将来に渡って行っていくため、市民農園等として活用していくことが望まれます。

・身近な緑の保全と創出

市民の要望として、今後も身近な緑を守り増やしていくことが求められています。これに対応するため、緑地保全地域の指定等による永続性のある緑を増加させることを目標とします。

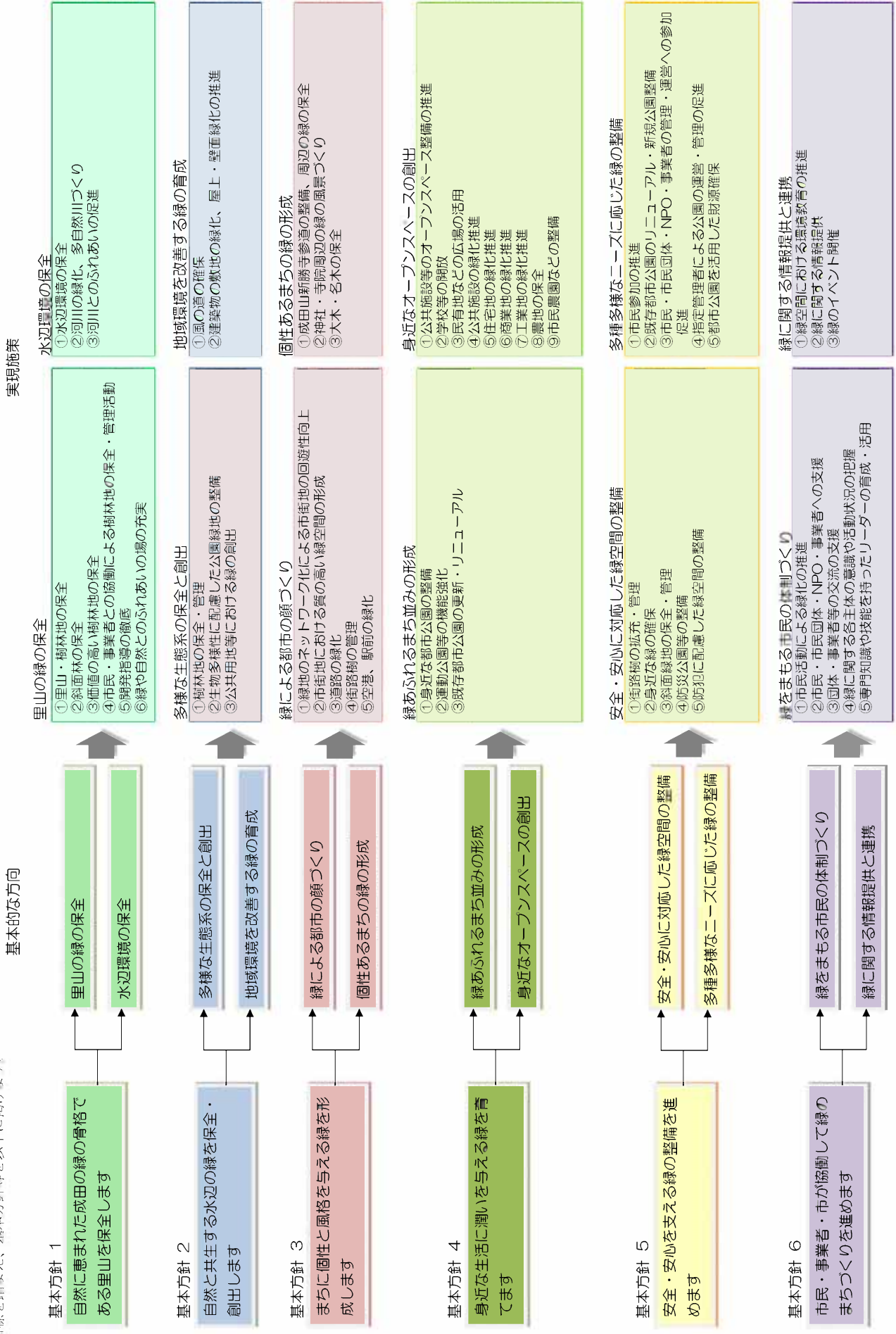
表 公園緑地の整備目標の内訳

区 分	現況(平成21年)						備 考	
	市街地		市街地外区域		都市計画区域			
	ヶ所	面積(ha)	ヶ所	面積(ha)	ヶ所	面積(ha)		
住区基幹公園	街区公園	115	18.48	0	0	115	18.48	1.5 (1)
	近隣公園	12	33.23	1	2.52	13	35.75	2.8 (2)
都市基幹公園	地区公園	3	14.38	0	0	3	14.38	1.1 (3)
	総合公園	0	0.00	1	17.16	1	17.16	1.4 (4)
基幹公園計	運動公園	1	19.94	2	19.94	3	39.88	3.2 (5)
	公園計	131	86.03	4	39.62	135	125.65	10.0 (1)~(5)の計
特殊公園	風致公園	0	0.00	0	0	0	0.00	0.0 (6)
	動植物公園	0	0.00	0	0	0	0.00	0.0 (7)
	歴史公園	0	0.00	0	0	0	0.00	0.0 (8)
	茶園	0	0.00	1	3.9	1	3.90	0.3 (9)
	その他	0	0.00	0	0	0	0.00	0.0 (10)
	広場公園	0	0.00	0	0	0	0.00	0.0 (11)
広域公園	0	0.00	0	0	0	0.00	0.0 (12)	
緩衝緑地	0	0.00	0	0	0	0.00	0.0 (13)	
都市緑地	0	0.00	0	0	0	0.00	0.0 (14)	
緑道	0	0.00	0	0	0	0.00	0.0 (15)	
都市林	0	0.00	0	0	0	0.00	0.0 (16)	
国の設置によるもの	0	0.00	0	0	0	0.00	0.0 (17)	
都市公園計	131	86.03	5	43.52	136	129.55	10.3 (1)~(17)の計	
公共施設緑地	0	0.00	0	0	0	0.00	0.0 (18)	
都市公園等合計	131	86.03	5	43.52	136	129.55	10.3 (1)~(18)の計	
民間施設緑地	344	37.17	194	23.96	538	61.13	4.9 (19)	
施設緑地計	475	123.20	199	67.48	674	190.68	15.1 (20)=(1)~(19)の計	
緑地保全地域	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0.0 (21)	
特別緑地保全地区	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0.0 (22)	
風致地区	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0.0 (23)	
生産緑地地区	87	29.54	0	0.00	87	29.54	2.3 (24)	
その他法によるもの	0	0.00	1	564.50	1	564.50	44.8 (25)	
法によるもの 計	87	29.54	1	564.50	38	594.04	47.1 (21)~(24)の計	
条例等によるもの	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0.0 (26)	
小計	87	29.54	1	564.50	38	594.04	47.1 (26)=(21)~(25)の計	
地域創緑地間の重複	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0.0 (27)	
地域創緑地 計	87	29.54	1	564.50	38	594.04	47.1 (28)=(26)~(27)	
施設・地域創緑地間の重複	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0.0 (29)	
緑地計	87	152.74	200	631.96	237	734.72	62.3 (20)+(28)~(29)	
人口	現在市街地人口		都市計画区域人口		90		千人	
面積	現在市街地面積		都市計画区域面積		2,326		ha	
緑地の確保目標水準	市街地面積に対する割合		都市計画区域面積に対する割合		6.6		%	
都市公園等の目標水準	都市公園		都市計画区域面積に対する割合		3.7		%	
(住民一人当たり面積)	都市公園等(緑地含む)		都市公園		10.3		m ² /人	
	都市公園等(緑地含む)		都市公園		62.3		m ² /人	

区 分	目標年次(平成27年)						備 考	
	市街地		市街地外区域		都市計画区域			
	ヶ所	面積(ha)	ヶ所	面積(ha)	ヶ所	面積(ha)		
住区基幹公園	街区公園	119	20.48	0	0	119	20.48	1.4 (1)
	近隣公園	12	33.23	3	8.72	15	41.95	2.8 (2)
都市基幹公園	地区公園	3	14.38	0	0	3	14.38	1.0 (3)
	総合公園	0	0.00	1	17.16	1	17.16	1.1 (4)
基幹公園計	運動公園	1	19.94	2	19.94	3	39.88	2.7 (5)
	公園計	125	86.03	6	45.92	131	131.95	9.9 (1)~(5)の計
特殊公園	風致公園	0	0.00	0	0	0	0.00	0.0 (6)
	動植物公園	0	0.00	0	0	0	0.00	0.0 (7)
	歴史公園	0	0.00	0	0	0	0.00	0.0 (8)
	茶園	0	0.00	1	12.3	1	12.30	0.9 (9)
	その他	15	2.70	0	0	15	2.70	0.2 (10)
	広場公園	0	0.00	0	0	0	0.00	0.0 (11)
広域公園	0	0.00	0	0	0	0.00	0.0 (12)	
緩衝緑地	0	0.00	0	0	0	0.00	0.0 (13)	
都市緑地	1	2.00	0	0	1	2.00	0.1 (14)	
緑道	0	0.00	2	0.3	2	0.30	0.0 (15)	
都市林	2	5.00	0	0	2	5.00	0.3 (16)	
国の設置によるもの	0	0.00	0	0	0	0.00	0.0 (17)	
都市公園計	153	97.73	9	53.42	162	151.15	10.4 (1)~(17)の計	
公共施設緑地	0	0.00	0	0	0	0.00	0.0 (18)	
都市公園等合計	153	97.73	9	53.42	162	151.15	10.4 (1)~(18)の計	
民間施設緑地	344	37.17	194	23.96	538	61.13	4.1 (19)	
施設緑地計	497	134.90	204	62.38	701	212.28	14.5 (20)=(1)~(19)の計	
緑地保全地域	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0.0 (21)	
特別緑地保全地区	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0.0 (22)	
風致地区	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0.0 (23)	
生産緑地地区	87	29.54	0	0.00	87	29.54	2.0 (24)	
その他法によるもの	0	0.00	1	564.50	1	564.50	37.8 (25)	
法によるもの 計	87	29.54	1	564.50	88	594.04	39.6 (21)~(24)の計	
条例等によるもの	2	0.70	8	133.50	10	133.20	9.2 (26)	
小計	89	30.24	9	693.00	98	732.24	48.8 (26)=(21)~(25)の計	
地域創緑地間の重複	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0.0 (27)	
地域創緑地 計	89	30.24	9	693.00	98	732.24	48.8 (28)=(26)~(27)	
施設・地域創緑地間の重複	28	14.00	0	0.00	28	14.00	0.9 (29)	
緑地計	61	160.14	213	775.36	274	935.52	62.4 (20)+(28)~(29)	
人口	現在市街地人口		都市計画区域人口		107		千人	
面積	現在市街地面積		都市計画区域面積		2,326		ha	
緑地の確保目標水準	市街地面積に対する割合		都市計画区域面積に対する割合		8.9		%	
都市公園等の目標水準	都市公園		都市計画区域面積に対する割合		4.4		%	
(住民一人当たり面積)	都市公園等		都市公園		10.4		m ² /人	
	都市公園等		都市公園		62.4		m ² /人	

6. 基本方針

前項の基本目標を踏まえ、基本方針等を以下に掲げます。



7. 実現施策

基本方針1. 自然に恵まれた成田の緑の骨格である里山を保全します

- 里山の緑は、成田市らしい景観を形成するとともに生物多様性の確保、二酸化炭素吸収・固定等の地球環境の保全、土砂災害防止などの防災機能があります。里山や樹林地を緑地保全制度の充実や市民・事業者との協働により保全していきます。
- 里山保全活動や里山管理等の活動を広げていきます。
- 野鳥、魚類、昆虫など多種多様な生物の生息・生育場所となっている水辺空間を市民や市民団体等と協働して保全・再生します。

基本的な方向

(1) 里山の緑の保全

- ①里山・樹林地の保全
- ②斜面林の保全
- ③価値の高い樹林地の保全
- ④市民・事業者との協働による樹林地の保全・管理活動
- ⑤開発指導の徹底
- ⑥緑や自然とのふれあいの場の充実

(2) 水辺環境の保全

- ①水辺環境の保全
- ②河川の緑化、多自然川づくり
- ③河川とのふれあいの促進

(1) 里山の緑の保全

①里山・樹林地の保全

里山の樹林地を保全するために、保安林の指定継続とともに千葉県里山条例に基づく里山活動協定を広げていきます。

②斜面林の保全

丘陵地の斜面に残る樹林地は郷土の風景や自然を維持し防災上の安全性を確保していることから、他の事業とも連携し、無秩序な開発を抑制していきます。

③価値の高い樹林地の保全

市街地内に残る樹林地は、「市民の森」や「都市林」などの永続的に保全できる方策を検討していきます。市全域の樹林地の現状や変化を継続的に調査し、実態を踏まえながら計

面的に保全を図ります。

④市民・事業者との協働による樹林地の保全・管理活動

里山などの樹林地は、管理・活用の方針に基づき保全を行うとともに市民協働による管理活動を進めていきます。活動にあたっては管理助成金の創設、ボランティア講座の開催等による管理手法の提供など、市民・事業者が一体となって樹林地を保全・管理する仕組みづくりを検討します。

⑤開発指導の徹底

開発許可制度に基づく指導等を徹底し、大規模開発において樹林地が開発される場合には、適切な場所の樹林地を残すとともに造成のり面や擁壁等の緑化により良好な緑が確保されるよう指導していきます。

⑥緑や自然とのふれあいの場の充実

里山の自然を活用した環境学習、野外活動等の拠点整備を検討していきます。

(2) 水辺環境の保全

①水辺環境の保全

本市は利根川・印旛沼の大規模な水辺空間をはじめとし、根木名川・取香川などの中小河川が身近な場所にあり、多種多様な生物が生息・生育しています。また、各河川は利根川・印旛沼へ流入しており、川の水をきれいに保つことは広域的な水質改善にもつながります。河川の良好な水質の確保に努め、水辺の植生等と周辺の樹林地との一体的な保全を図ります。

②河川の緑化、多自然川づくり

河川は市街地における貴重な水と緑の景観となっています。河川敷や河川管理用通路においての緑を創出し、だれでも水辺に近づける安全で自然あふれる親水空間を創出していきます。

また、河川は連続したビオトープネットワークの形成に大きな役割を果たしています。生物の移動空間や多様な生物が生息する空間の確保を目指し、「多自然川づくり」を推進し、コンクリート護岸を生物の生息しやすい構造へ転換するなどにより保全・再生等を進めていきます。

③河川とのふれあいの促進

市民が水辺や周辺の緑との関連性を学び、野外活動を行っていくことで郷土の自然について学び、保全していく気持ちが養われます。これらの知識と関心を高めるため、河川とのふれあいのイベント等を継続的に支援していきます。

基本方針 2. 自然と共生する水辺の緑を保全・創出します

- 緑の保全や創出により、生物多様性を守り、生態系が連続する緑と水辺のネットワークの形成を図ります。
- 市内を流れる中小河川は、成田市らしい水と緑の景観を形成し、緑と水辺のネットワークの中心となっています。河川だけでなく周辺の緑を保全・創出することにより、各ネットワークを連携させていきます。

基本的な方向

(1) 多様な生態系の保全と創出

- ① 樹林地の保全・管理
- ② 生物多様性に配慮した公園緑地の整備
- ③ 公共用地等における緑の創出

(2) 地域環境を改善する緑の育成

- ① 風の道の確保
- ② 建築物の敷地の緑化、屋上・壁面緑化の推進

(1) 多様な生態系の保全と創出

① 樹林地の保全・管理

多様な生物の生息・生育場所である樹林地を、「市民の森」や都市林として指定し、保全・管理していくことを進めます。また、管理が不十分で竹林化するなど荒廃している樹林地について、地権者の管理を促進する方策、地権者の協力を得ながら市民や事業者との協働により再生・管理する取組を検討します。

② 生物多様性に配慮した公園緑地の整備

都市公園等において、生物の生息・生育場所となる植生を復元し、貴重な自然の生態系保全に配慮した公園づくりを進めます。

③ 公共用地等における緑の創出

空港周辺の樹林地や公民館などの有効活用などにより、緑と水辺のネットワークに連携する緑を創出します。

(2) 地域環境を改善する緑の育成

①風の道の確保

河川や街路を通る風は、市街地の気温を下げ、地域環境の改善に役立っています。根本名川、取香川等の中小河川や、大通り等の道路は、市街地に涼しさをもたらす「風の道」となることが考えられるため、風の道の機能が発揮できるよう街路樹の適正管理に努めるとともに、市街地再開発事業や土地区画整理事業などによる市街地整備の際の緑地や街路樹の整備、河川沿いのオープンスペースの確保に努めます。

②建築物の敷地の緑化、屋上・壁面緑化の推進

屋上緑化や壁面緑化といった建築物の緑化は、都市の景観を向上させると共に、建物の表面温度を下げるなど熱環境の改善につながります。公共施設や民有地の敷地や建物における緑空間の確保を推進していきます。また、つる性植物を窓際に栽培する「緑のカーテン」など市民・事業者等が取り組める建物緑化も普及させていきます。



市街地の緑

基本方針 3. まちに個性と風格を与える緑を形成します

- 日本だけでなく海外からの観光客が何度も訪れたいくなるような、個性と風格のある景観を形成するために、民有地の緑化推進や街路樹の育成・管理、公共空間の緑化を市民・事業者の協働により進めていきます。
- 市街地を回遊し、まち並み景観を楽しめるよう成田山新勝寺の参道や周辺の緑を保全していきます。緑空間を連携しネットワーク化を図ります。
- 成田ニュータウン及び周辺地区などの新しく形成された市街地において、市民や事業者との協働により地区の顔となる緑豊かなまちづくりを行います。
- まちに個性と風格を与える歴史的建造物の背景となる周辺の緑地を、市民・事業者とともに保全・創出していきます。

基本的な方向

(1) 緑による都市の顔づくり

- ①緑地のネットワーク化による市街地の回遊性向上
- ②市街地における質の高い緑空間の形成
- ③道路の緑化
- ④街路樹の管理
- ⑤空港、駅前の緑化

(2) 個性あるまちの緑の形成

- ①成田山新勝寺参道の整備、周辺の緑の保全
- ②神社・寺院周辺の緑の風景づくり
- ③大木・名木の保全

(1) 緑による都市の顔づくり

①緑地のネットワーク化による市街地の回遊性向上

市街地の緑地を連携させることにより、まちに賑わいを呼び、快適に歩ける空間として回遊性のあるまちづくりを進めます。市街地の主要な都市公園等では、事業者の協力によるまちづくりや公開空地の整備などによりネットワーク化を図ります。

②市街地における質の高い緑空間の形成

緑豊かな市街地づくりのために街路樹など公共空間の緑の整備を進めるとともに、沿道の建築物などにおける管理の行き届いた緑空間の形成を進めることが必要です。将来的には地域住民が主体となってまちの管理を行うエリアマネジメントの導入を進め、民有地における管理の行き届いた緑づくりを検討していきます。

③道路の緑化

道路空間における緑は市街地の景観の中で重要な要素となることから、生育可能な植栽空間の確保を推進し、まちに彩りを与える緑化空間（花づくり等）を市民・事業者との協働により進めます。

④街路樹の管理

街路樹の管理については、生育空間や周囲環境に配慮しながら、樹種・樹勢に合わせた適正な管理を行います。継続的に維持管理を行っていくために街路樹アダプト制度や愛護会の設立など、市民と協働した管理のあり方を検討します。

⑤空港、駅前の緑化

空港や鉄道駅周辺は多くの来訪者が行き交う場であり、来訪者が成田市を訪れ最初に目にする風景となります。成田市の第一印象の向上をめざし、快適な広場空間の創出・建物や構造物と調和した美しい緑空間の形成に努めます。

（２）個性あるまちの緑の形成

①成田山新勝寺参道の整備、周辺の緑の保全

市民に親しまれる成田山新勝寺参道の景観整備を進めるとともに、周辺緑地の保全を継続していきます。

②神社・寺院周辺の緑の風景づくり

本市には歴史をしのぼせる神社・寺院の森が多くあり、市民に親しまれています。特に、麻賀多神社、小御門神社及び大慈恩寺などの社寺林は郷土環境保全地域に指定されており、これらを活用します。成田市の歴史や文化を後世に伝える緑を「市民の森」などに指定し、保全する方策を検討していきます。

③大木・名木の保全

市街地に残る鎮守の森や古くからの大木・名木といった緑は、地域の貴重な財産のひとつであり、まちの個性であり、まちに風格を与えるものです。これらの大木・名木を枯死しないようにするため、樹木医による適切な管理への支援等を検討します。

基本方針4. 身近な生活に潤いを与える緑を育てます

- 少子高齢化の進展などにより公園緑地等に対するニーズが変化していることから、都市公園をはじめとする公園緑地等の適正配置と、既存公園緑地等のリニューアルやレクリエーション機能の更新により、各年代の市民が健康で豊かな生活を楽しむ場所となり、様々なニーズに対応できる緑を創出していきます。
- 市民・市民団体・事業者との協働や公園管理の仕組みづくりを進め、公園の維持・管理を充実させます。
- 公園緑地等を中心とした水辺と緑のネットワークを形成させ、公園緑地等と周辺地域が連携した緑づくりを進めます。
- 住宅地、商業地、工業地など民有地の緑の量の確保と質の向上を図るため、市民・事業者による取組を促進します。

基本的な方向

(1) 緑あふれるまち並みの形成

- ①身近な都市公園の整備
- ②運動公園等の機能強化
- ③既存都市公園の更新・リニューアル

(2) 身近なオープンスペースの創出

- ①公共施設等のオープンスペース整備の推進
- ②学校等の開放
- ③民有地などの広場の活用
- ④公共施設の緑化推進
- ⑤住宅地の緑化推進
- ⑥商業地の緑化推進
- ⑦工業地の緑化推進
- ⑧農地の保全
- ⑨市民農園などの整備

(1) 緑あふれるまち並みの形成

①身近な都市公園の整備

都市公園は、市街地における緑とオープンスペースの核となるものです。現在、都市公園が身近にない地域において、街区公園や近隣公園等の整備を進めます。

②運動公園等の機能強化

本格的な運動施設や自然とふれあえる場など、総合的なスポーツ・レクリエーション施設を備えた総合公園や運動公園等の機能強化に努めます。

③既存都市公園の更新・リニューアル

街区公園、近隣公園の中には、少子高齢化の進展などにより、現在の配置や施設内容がニーズに合わないものがでてきています。既存の老朽化した施設の計画的な更新を行い、都市公園機能の充実を図ります。また、同時に都市公園の長寿命化を進めていきます。

(2) 身近なオープンスペースの創出

①公共施設等のオープンスペース整備の推進

庁舎、公民館などの公共施設等のオープンスペースとして活用可能とするとともに、緑の質・量を充実させていきます。

②学校等の開放

地域にある学校の校庭はスポーツ・レクリエーションができる場所として活用していきます。

③民有地などの広場の活用

事業所の運動場などや民間の遊休地などを地域の広場等として活用することを検討していきます。

④公共施設の緑化推進

市役所・病院等の公共施設は、地域の中心に位置していることから、緑化や既存の樹木の保全を積極的に推進し、民有地緑化を先導する緑化空間としていくことを検討します。

⑤住宅地の緑化推進

花と緑あふれる住宅地とするために、戸建て住宅におけるガーデニング等の緑化活動の普及・啓発を推進していきます。中高層の集合住宅では、ベランダやエントランス、公開空地などにおける緑化、屋上緑化、壁面緑化を行うための緑化助成制度の創設などの支援を検討していきます。

⑥商業地の緑化推進

ビルなどの建替時における公開空地等の確保を総合設計制度、地区計画制度などの活用により推進していきます。また、これらのオープンスペースにおける緑化や休憩施設の整備などに対する支援方策を検討します。

⑦工業地の緑化推進

工場敷地や倉庫施設等の工業地は一般的に大規模な敷地を有しており、適切な緑化が実施されることで地域の緑の拠点となります。新規整備時には、工場敷地内の緑化を推進する方策を検討していきます。

⑧農地の保全

水田や畑等の農地は、農業生産の場であるとともに、地域の景観の重要な要素となっています。市街化区域内の農地は、まちの中の貴重な緑地空間として生産緑地地区の指定等による保全を図ります。

⑨市民農園などの整備

農業活動を通じた自然とのふれあいニーズに対応し、遊休農地や生産緑地を市民農園等として活用する方策を検討します。



身近なオープンスペース

基本方針5. 安全・安心を支える緑の整備を進めます

- 広域避難場所まで遠い地域等を中心に、災害時の避難場所となる都市公園の整備を検討します。また、災害救援活動・復興の拠点となる都市公園の機能を充実させます。
- 火災時の延焼を防ぎ、避難路となる連続的な緑とオープンスペースを河川・道路を活用して確保します。
- 豊かな緑を保ちつつ、公園利用者の安全確保と公園緑地等での防犯対策の強化を図ります。

基本的な方向

(1) 安全・安心に対応した緑空間の整備

- ①街路樹の拡充・管理
- ②身近な緑の確保
- ③斜面緑地の保全・管理
- ④防災公園等の整備
- ⑤防犯に配慮した緑空間の整備

(2) 多種多様なニーズに応じた緑の整備

- ①市民参加の推進
- ②既存都市公園のリニューアル・新規公園整備
- ③市民・市民団体・NPO・事業者の管理・運営への参加促進
- ④指定管理者による公園の運営・管理の促進
- ⑤都市公園を活用した財源確保

(1) 安全・安心に対応した緑空間の整備

①街路樹の拡充・管理

災害時などにおける火災延焼の防止等につながる街路樹の植栽を進めると同時に、樹種・樹勢に合わせた管理を行っていきます。

②身近な緑の確保

火災延焼を防ぐ公園緑地や広場、その他民有地内の緑の増加に努めます。また、危険なブロック塀は地震の際に倒壊の危険性を少なくするための生垣化を指導していきます。

③斜面緑地の保全・管理

里山の樹林地や急傾斜地では、崩壊の危険性がある地区の土砂災害を防ぐため、適正な保全・管理を進めていきます。

④防災公園等の整備

広域的な避難場所として機能する大規模な都市公園の整備を検討するとともに、都市公園の施設整備にあたっては、救援活動拠点としての機能を備えた公園整備を検討します。

災害時の応急対策拠点としての機能を強化するため、一時避難所に位置づけられている公民館や学校、広場を有する公共施設など一体となった公園整備・再整備を検討します。

また、災害時の避難路ともなる緑道の整備を進めます。

⑤防犯に配慮した緑空間の整備

緑空間の整備にあたっては、豊かな緑を保ちつつ、見通しを確保するための樹種や樹木の配置の工夫、人や物の存在がすぐに確認でき常に危険を回避できる明るさ確保のための照明等を配置し、安全・安心に配慮した緑空間の整備に努めます。

(2) 多種多様なニーズに応じた緑の整備

①市民参加の推進

公園緑地等の整備のための市民ワークショップを開催することにより、公園緑地等への愛着が増し、利用頻度やマナーの向上・公園管理への市民参加も期待されることから、公園整備の際にはワークショップなどの市民参加型の公園づくりを行うことを検討します。

②既存都市公園のリニューアル・新規公園整備

地域のニーズの変化・新しいレクリエーション需要に 대응するため都市公園のリニューアルを進めます。

都市公園等の整備や再整備において、見通しの確保等による子どもが安心して遊べる空間づくり、多様な遊びができる場の整備を行います。公園や緑地を整備・管理する際には、子どもの視点から施設計画を行うとともに、公園緑地等を活用した体験機会の充実を図ります。

市民の多様なニーズに配慮し、公園利用者が気軽に健康の増進を図ることができるよう、ウォーキングやジョギングルート等の整備など身近な都市公園等において進めます。

また、リニューアル・新規公園整備の際には、高齢者・障がい者を含むすべての人々が安全に利用でき、緑の豊かさを感じられるよう「バリアフリー新法」や「千葉県福祉のまちづくり条例」などに基つき、公園の出入口や園路の幅、勾配等を配慮した施設づくりを進めます。

③市民・市民団体・NPO・事業者の管理・運営への参加促進

公園管理に必要な知識や技術を提供する人材の育成や公園の管理・運営に関するボランティア制度など市民・市民団体・NPO・事業者などと連携した公園緑地等の管理・運営方策を検討します。

④指定管理者による公園の運営・管理の促進

公園緑地等の管理・運営を効果的・効率的に進めるため、指定管理者制度等を推進するとともに、イベント開催などによりサービスの向上や経費縮減を図ります。

⑤都市公園を活用した財源確保

公園施設の命名権の提供（ネーミングライツ）等の都市公園を活用した財源確保の方策について検討していきます。

基本方針6. 市民・事業者・市が協働して緑のまちづくりを進めます

- 市民・事業者による自主的な緑化の推進や、緑や環境・地域づくりに関する市民団体やNPOの活動、社会貢献活動を推進します。市民・事業者への参加を促し、活動場所を提供するとともに、活動継続のための支援策の充実を検討していきます。
- 緑への知識・関心を高めるための情報提供などを進めるとともに、専門知識や技能を持ったリーダーの育成・人材発掘を進めます。
- 緑に関する活動を通じてコミュニティ活動を支援するなど、地域全体の緑を市民が率先して保全・管理していく活動を促進します。

基本的な方向

(1) 緑をまもる市民の体制づくり

- ①市民活動による緑化の推進
- ②市民・市民団体・NPO・事業者への支援
- ③団体・事業者等の交流の支援
- ④緑に関する各主体の意識や活動状況の把握
- ⑤専門知識や技能を持ったリーダーの育成・活用

(2) 緑に関する情報提供と連携

- ①緑空間における環境教育の推進
- ②緑に関する情報提供
- ③緑のイベント開催

(1) 緑をまもる市民の体制づくり

①市民活動による緑化の推進

市民植樹運動など行政のみならず市民・事業者が主体となって実施する緑化活動を推進する取り組みを検討していきます。

②市民・市民団体・NPO・事業者への支援

地域住民を主体とする相互協力による緑のまちづくりを支援するため、活動資金援助や機材の提供など、よりニーズにあった支援制度の検討を行います。また、市民・市民団体・NPO・事業者の参加意欲を促進するための技術的支援等を行うことを検討します。

③団体・事業者等の交流の支援

地域に根ざし、専門的知識や技術を持つ市民団体・NPO・事業者など各主体の相互交流などを支援します。

④緑に関する各主体の意識や活動状況の把握

市民団体・NPO・事業者への支援の方向性を的確に検討していくため、各主体の緑に関するニーズや活動状況等を定期的に把握し、活動支援の方策を検討していきます。

⑤専門知識や技能を持ったリーダーの育成・活用

ガーデニングから樹林の管理まで緑に関する専門的な知識や技能を持ったリーダーを育成するために講習会等を開催し人材の発掘・育成のあり方等を検討します。

(2) 緑に関する情報提供と連携

①緑空間における環境教育の推進

都市公園等を活動の場として、環境学習ができる施設整備を検討していきます。また、地域の市民団体・NPO・事業者などと連携した自然観察会などの環境教育実践の場所として活用していくことを検討していきます。

②緑に関する情報提供

パンフレットの発行やホームページ等により、緑の現状や緑化技術、制度や施策についての情報提供を進めます。

③緑のイベント開催

市民が緑に親しみ緑を考える機会として、都市緑化月間や四季折々の樹木や花の観察会や植樹祭等のイベントを定期的に開催することを検討します。

8. 地域別緑のまちづくり方針

地域別の緑のまちづくり方針の区分は都市計画マスタープランとの整合を図り、以下の6区分とします。

8-1 成田・公津・ニュータウン地域

①地区の概要

成田・公津・ニュータウン地域は本市の南西部に位置し、成田山新勝寺を中心とする門前町として形成された旧来からの市街地と空港開港にあわせ新住宅市街地開発事業等により整備された市街地及び公津の杜・はなのき台・囲護台・美郷台・ウィング土屋といった新市街地が形成されています。

また、地域西部には印旛沼があり、周辺のまとまった田園と里山により良好な自然環境が形成されています。

②都市計画における緑地の考え方

- 印旛沼周辺などにおける拠点整備・拡充
 - ・緑うるおう都市づくりを推進するために、印旛沼周辺において自然を活かした公園の整備・拡充に努めます。
- 魅力があり利用しやすい公園の整備・拡充
 - ・中台運動公園などの都市計画公園やスポーツ広場などの整備・拡充及び施設のバリアフリー化に努めます。
- 水と緑の動線の整備・拡充
 - ・市街地周辺の貴重な水辺である根本名川や江川沿いなどの遊歩道や幹線道路の歩道の街路樹などを活用した動線づくり・ネットワークづくりに努めます。
- 主要な道路への街路樹の適正管理
 - ・市街地内で貴重な緑を保全していくために、国道51号や成田ニュータウン内の都市計画道路などの主要な幹線道路の街路樹等の適正管理に努めます。
- 公共施設内緑化、住宅地内緑化の推進
 - ・市役所や成田国際文化会館、保健福祉館などの既存の公共施設や新たに整備する公共施設などにおいて、施設の敷地や屋上などを活用した緑化を推進します。
 - ・マンションなどのまとまった規模の民間敷地において、「成田市緑化推進指導要綱」により敷地内の緑化を促進します。

③緑の特徴

- ・成田山新勝寺を中心とする旧市街地に残る緑
- ・成田駅周辺、公津の杜、はなのき台、囲護台、美郷台、ウィング土屋といった新市街地に新しく形成された都市の緑
- ・印旛沼周辺の田園と里山の緑

④緑化の基本方針

歴史・文化的資源及び水辺周辺の緑や里山などの保全による風格あるまちづくりを進めます。

基本方針5. 安全・安心を支える緑の整備を進めます

- 広域避難場所まで遠い地域等を中心に、災害時の避難場所となる都市公園の整備を検討します。また、災害救援活動・復興の拠点となる都市公園の機能を充実させます。
- 火災時の延焼を防ぎ、避難路となる連続的な緑とオープンスペースを河川・道路を活用して確保します。
- 豊かな緑を保ちつつ、公園利用者の安全確保と公園緑地等での防犯対策の強化を図ります。

基本的な方向

(1) 安全・安心に対応した緑空間の整備

- ①街路樹の拡充・管理
- ②身近な緑の確保
- ③斜面緑地の保全・管理
- ④防災公園等の整備
- ⑤防犯に配慮した緑空間の整備

(2) 多種多様なニーズに応じた緑の整備

- ①市民参加の推進
- ②既存都市公園のリニューアル・新規公園整備
- ③市民・市民団体・NPO・事業者の管理・運営への参加促進
- ④指定管理者による公園の運営・管理の促進
- ⑤都市公園を活用した財源確保

(1) 安全・安心に対応した緑空間の整備

①街路樹の拡充・管理

災害時などにおける火災延焼の防止等につながる街路樹の植栽を進めると同時に、樹種・樹勢に合わせた管理を行っていきます。

②身近な緑の確保

火災延焼を防ぐ公園緑地や広場、その他民有地内の緑の増加に努めます。また、危険なブロック塀は地震の際に倒壊の危険性を少なくするための生垣化を指導していきます。

③斜面緑地の保全・管理

里山の樹林地や急傾斜地では、崩壊の危険性がある地区の土砂災害を防ぐため、適正な保全・管理を進めていきます。

④防災公園等の整備

広域的な避難場所として機能する大規模な都市公園の整備を検討するとともに、都市公園の施設整備にあたっては、救援活動拠点としての機能を備えた公園整備を検討します。

災害時の応急対策拠点としての機能を強化するため、一時避難所に位置づけられている公民館や学校、広場を有する公共施設など一体となった公園整備・再整備を検討します。

また、災害時の避難路ともなる緑道の整備を進めます。

⑤防犯に配慮した緑空間の整備

緑空間の整備にあたっては、豊かな緑を保ちつつ、見通しを確保するための樹種や樹木の配置の工夫、人や物の存在がすぐに確認でき常に危険を回避できる明るさ確保のための照明等を配置し、安全・安心に配慮した緑空間の整備に努めます。

(2) 多種多様なニーズに応じた緑の整備

①市民参加の推進

公園緑地等の整備のための市民ワークショップを開催することにより、公園緑地等への愛着が増し、利用頻度やマナーの向上・公園管理への市民参加も期待されることから、公園整備の際にはワークショップなどの市民参加型の公園づくりを行うことを検討します。

②既存都市公園のリニューアル・新規公園整備

地域のニーズの変化・新しいレクリエーション需要に応えるため都市公園のリニューアルを進めます。

都市公園等の整備や再整備において、見通しの確保等による子どもが安心して遊べる空間づくり、多様な遊びができる場の整備を行います。公園や緑地を整備・管理する際には、子どもの視点から施設計画を行うとともに、公園緑地等を活用した体験機会の充実を図ります。

市民の多様なニーズに配慮し、公園利用者が気軽に健康の増進を図ることができるよう、ウォーキングやジョギングルート等の整備など身近な都市公園等において進めます。

また、リニューアル・新規公園整備の際には、高齢者・障がい者を含むすべての人々が安全に利用でき、緑の豊かさを感じられるよう「バリアフリー新法」や「千葉県福祉のまちづくり条例」などにに基づき、公園の出入口や園路の幅、勾配等を配慮した施設づくりを進めます。

③市民・市民団体・NPO・事業者の管理・運営への参加促進

公園管理に必要な知識や技術を提供する人材の育成や公園の管理・運営に関するボランティア制度など市民・市民団体・NPO・事業者などと連携した公園緑地等の管理・運営方策を検討します。

④指定管理者による公園の運営・管理の促進

公園緑地等の管理・運営を効果的・効率的に進めるため、指定管理者制度等を推進するとともに、イベント開催などによりサービスの向上や経費縮減を図ります。

⑤都市公園を活用した財源確保

公園施設の命名権の提供（ネーミングライツ）等の都市公園を活用した財源確保の方策について検討していきます。

基本方針6. 市民・事業者・市が協働して緑のまちづくりを進めます

- 市民・事業者による自主的な緑化の推進や、緑や環境・地域づくりに関する市民団体やNPOの活動、社会貢献活動を推進します。市民・事業者への参加を促し、活動場所を提供するとともに、活動継続のための支援策の充実を検討していきます。
- 緑への知識・関心を高めるための情報提供などを進めるとともに、専門知識や技能を持ったリーダーの育成・人材発掘を進めます。
- 緑に関する活動を通じてコミュニティ活動を支援するなど、地域全体の緑を市民が率先して保全・管理していく活動を促進します。

基本的な方向

(1) 緑をまもる市民の体制づくり

- ①市民活動による緑化の推進
- ②市民・市民団体・NPO・事業者への支援
- ③団体・事業者等の交流の支援
- ④緑に関する各主体の意識や活動状況の把握
- ⑤専門知識や技能を持ったリーダーの育成・活用

(2) 緑に関する情報提供と連携

- ①緑空間における環境教育の推進
- ②緑に関する情報提供
- ③緑のイベント開催

(1) 緑をまもる市民の体制づくり

①市民活動による緑化の推進

市民植樹運動など行政のみならず市民・事業者が主体となって実施する緑化活動を推進する取り組みを検討していきます。

②市民・市民団体・NPO・事業者への支援

地域住民を主体とする相互協力による緑のまちづくりを支援するため、活動資金援助や機材の提供など、よりニーズにあった支援制度の検討を行います。また、市民・市民団体・NPO・事業者の参加意欲を促進するための技術的支援等を行うことを検討します。

③団体・事業者等の交流の支援

地域に根ざし、専門的知識や技術を持つ市民団体・NPO・事業者など各主体の相互交流などを支援します。

④緑に関する各主体の意識や活動状況の把握

市民団体・NPO・事業者への支援の方向性を的確に検討していくため、各主体の緑に関するニーズや活動状況等を定期的に把握し、活動支援の方策を検討していきます。

⑤専門知識や技能を持ったリーダーの育成・活用

ガーデニングから樹林の管理まで緑に関する専門的な知識や技能を持ったリーダーを育成するために講習会等を開催し人材の発掘・育成のあり方等を検討します。

(2) 緑に関する情報提供と連携

①緑空間における環境教育の推進

都市公園等を活動の場として、環境学習ができる施設整備を検討していきます。また、地域の市民団体・NPO・事業者などと連携した自然観察会などの環境教育実践の場所として活用していくことを検討していきます。

②緑に関する情報提供

パンフレットの発行やホームページ等により、緑の現状や緑化技術、制度や施策についての情報提供を進めます。

③緑のイベント開催

市民が緑に親しみ緑を考える機会として、都市緑化月間や四季折々の樹木や花の観察会や植樹祭等のイベントを定期的に開催することを検討します。

8. 地域別緑のまちづくり方針

地域別の緑のまちづくり方針の区分は都市計画マスタープランとの整合を図り、以下の6区分とします。

8-1 成田・公津・ニュータウン地域

①地区の概要

成田・公津・ニュータウン地域は本市の南西部に位置し、成田山新勝寺を中心とする門前町として形成された旧来からの市街地と空港開港にあわせ新住宅市街地開発事業等により整備された市街地及び公津の杜・はなのき台・団護台・美郷台・ウィング土屋といった新市街地が形成されています。

また、地域西部には印旛沼があり、周辺のまとまった田園と里山により良好な自然環境が形成されています。

②都市計画における緑地の考え方

- 印旛沼周辺などにおける拠点整備・拡充
 - ・緑うるおう都市づくりを推進するために、印旛沼周辺において自然を活かした公園の整備・拡充に努めます。
- 魅力があり利用しやすい公園の整備・拡充
 - ・中台運動公園などの都市計画公園やスポーツ広場などの整備・拡充及び施設のバリアフリー化に努めます。
- 水と緑の動線の整備・拡充
 - ・市街地周辺の貴重な水辺である根本名川や江川沿いなどの遊歩道や幹線道路の歩道の街路樹などを活用した動線づくり・ネットワークづくりに努めます。
- 主要な道路への街路樹の適正管理
 - ・市街地内で貴重な緑を保全していくために、国道51号や成田ニュータウン内の都市計画道路などの主要な幹線道路の街路樹等の適正管理に努めます。
- 公共施設内緑化、住宅地内緑化の推進
 - ・市役所や成田国際文化会館、保健福祉館などの既存の公共施設や新たに整備する公共施設などにおいて、施設の敷地や屋上などを活用した緑化を推進します。
 - ・マンションなどのまとまった規模の民間敷地において、「成田市緑化推進指導要綱」により敷地内の緑化を促進します。

③緑の特徴

- ・成田山新勝寺を中心とする旧市街地に残る緑
- ・成田駅周辺、公津の杜、はなのき台、団護台、美郷台、ウィング土屋といった新市街地に新しく形成された都市の緑
- ・印旛沼周辺の田園と里山の緑

④緑化の基本方針

歴史・文化的資源及び水辺周辺の緑や里山などの保全による風格あるまちづくりを進めます。

⑤緑化推進の方向性

- ・歴史的まち並み景観を補完する周辺の緑地整備・拡充
- ・スポーツ施設（中台運動公園）の整備・拡充
- ・街区公園、近隣公園などの公園施設のバリアフリー化
- ・印旛沼周辺の自然を活かした公園整備・拡充
- ・根木名川、江川沿いの遊歩道整備・拡充、ネットワーク化の推進
- ・道路緑化（街路樹）の適正管理
- ・公共施設、住宅地内緑化の推進
- ・麻賀多神社などの自然度の高い樹林の保全

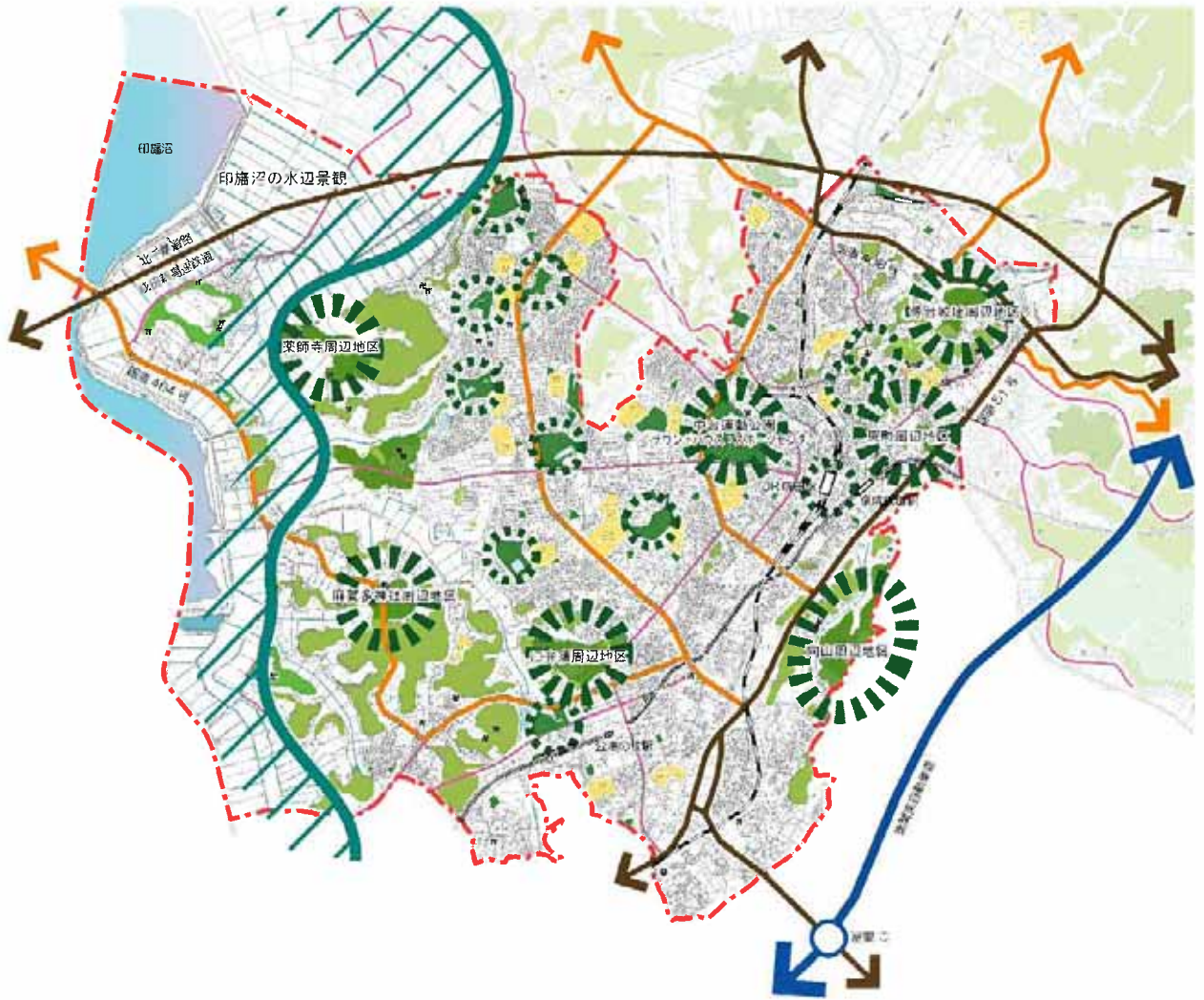
⑥重点的に取り組む施策

- ・都市公園等のバリアフリー化
- ・生産緑地の機能保全や遊休農地の市民農園利用



成田駅周辺

図 成田・公津・ニュータウン地域の緑化推進方針



凡 例		
	緑の拠点	
	印旛沼の水辺景観	
	市民の森	
	工な都市公園	
	それ以外の緑地等	
	水系（河川、湖沼、水路等）	
	ゴルフ場	（既存施設等）
	採草放牧地	
		神社
		寺院
		小学校、中学校、高校

8-2 八生・豊住地域

①地区の概要

- ・八生・豊住地域は、本市の北西部に位置し、西の栄町と接しています。地形は印旛沼・利根川・根木名川周辺に広がる低地部と、その他の丘陵地となっています。
- ・国道 408 号が南北に、利根川沿いの国道 356 号と主要地方道成田安食線が東西に通り、地域内に JR 下総松崎駅があります。
- ・地域南側が市街地に接し、都市計画公園の坂田ヶ池総合公園と大谷津運動公園があります。

②都市計画における緑地の考え方

- 魅力があり利用しやすい公園の整備・拡充
- ・坂田ヶ池総合公園や大谷津運動公園の利便性や魅力を向上させるために、レクリエーション機能の強化や施設のバリアフリー化を進めます。
- ・地域住民の手軽で身近な憩いの場を確保するために、北羽鳥多目的広場やスポーツ広場などの整備・拡充及び施設のバリアフリー化に努めます。

③緑の特徴

- ・印旛沼、利根川、根木名川周辺に広がる水田と樹林地の緑
- ・坂田ヶ池総合公園と大谷津運動公園の大規模な都市公園の緑

④緑化の基本方針

根木名川などの水辺や周辺の田園風景、里山を含めた良好な景観形成に努めます。

⑤緑化推進の方向性

- ・坂田ヶ池総合公園と大谷津運動公園の利便性向上（レクリエーション機能強化、バリアフリー化）
- ・身近な憩いの場（北羽鳥多目的広場）の整備・拡充
- ・スポーツ広場などの整備・拡充
- ・長沼市民の森の城址などの歴史的資源の保全とレクリエーション施設としての機能強化
- ・成田湯川駅周辺の都市緑地景観の創出
- ・成田新高速鉄道沿線の景観形成

⑥重点的に取り組む施策

- ・市民の森の城址などの歴史的資源の保全と機能強化
- ・市民活動による里山保全

図 八生・豊住地域の緑化推進方針



凡例					
	緑の拠点		森の森		自動車専用道路
	水辺のネットワーク		主要都市公園		主要幹線道路
	水と緑のネットワーク (花の回廊)		それ以外の緑地等		幹線道路
	印旛沼の水辺景観		水系 (河川、湖沼、水路等)		主要な市道等
			ゴルフ場		(既存施設等)
			採草放牧地		神社
					寺院
					小学校、中学校、高校

8-3 中郷・久住地域

①地区の概要

- ・中郷・久住地域は、本市のほぼ中央部に位置し、地形は根木名川・尾羽根川・荒海川沿いに低地が形成されており、他はおおむね丘陵地です。
- ・土地利用は農地と山林で大半を占め、農業基盤整備が進んでいます。JR久住駅周辺では土地区画整理事業が完了し、野毛平工業団地が立地しています。丘陵地に沿って集落が点在しています。
- ・地域の主要な道路としては、国道51号、主要地方道成田下総線、県道久住停車場十余三線、成田滑河線が通っています。

②都市計画における緑地の考え方

- 魅力があり利用しやすい公園の整備・拡充
 - ・地域住民の手軽で身近な憩いの場を確保するために、久住近隣公園やスポーツ広場などの整備・拡充及び施設のバリアフリー化に努めます。
- 水と緑の動線の整備・拡充
 - ・市内の緑地資源を連携し、都市の緑の骨格を形成していくために根木名川沿いの遊歩道や幹線道路の歩道などを活用した動線づくり、ネットワークづくりに努めます。
 - ・地域内の主要な公共施設や新たに整備・拡充する公共施設などにおいて、施設の敷地を活用した緑化を推進します。

③緑の特徴

- ・根木名川、尾羽根川、荒海川沿いの水辺の緑
- ・低地に広がる農地と樹林地の緑

④緑化の基本方針

根木名川などの水辺や周辺の田園風景、谷津や里山を含めた良好な景観形成に努めます。

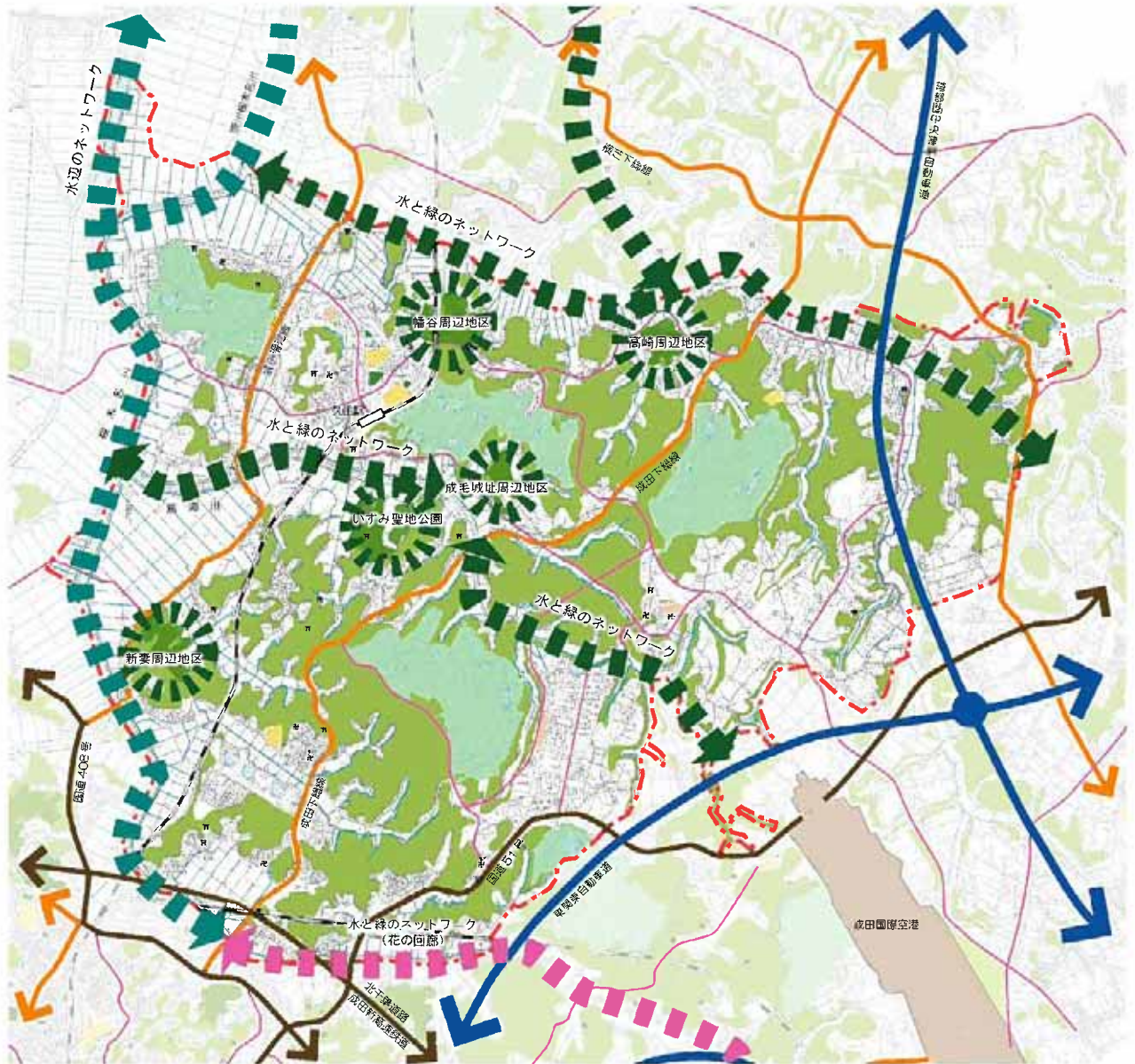
⑤緑化推進の方向性

- ・身近な憩いの場（久住近隣公園等）の整備・拡充
- ・墓地公園であるいずみ聖地公園の整備・拡充
- ・スポーツ広場などの整備・拡充（バリアフリー化）
- ・根木名川沿いの遊歩道整備・拡充、周辺緑地とのネットワーク化の推進
- ・成毛市民の森の城址などの歴史的資源の保全とレクリエーション施設としての機能強化

⑥重点的に取り組む施策

- ・市民の森の城址などの歴史的資源の保全と機能強化
- ・花の回廊構想の推進

図 中郷・久住地域の緑化推進方針



凡 例			
	緑の拠点		自動車専用道路
	水辺のネットワーク		市民の森
	水と緑のネットワーク		主な都市公園
	水と緑のネットワーク(花の回廊)		それ以外の緑地等
			水系(河川、湖沼、水路等)
			ゴルフ場
			採草放牧地
			主要幹線道路
			幹線道路
			主要な市道等
			(既存施設等)
			神社
			寺院
			小学校、中学校、高校

8-4 遠山地域

①地区の概要

- ・遠山地域は本市の南部に位置し、富里市、芝山町と接しています。地形はおおむね丘陵地であり、地域の南東には地域面積のおよそ 1/4 を占める成田国際空港が位置しています。
- ・空港へのアクセス交通として、東関東自動車道・新空港自動車道の自動車専用道路及び J R・京成線が通っています。
- ・幹線道路としては、国道 51 号・国道 295 号・主要地方道成田松尾線・成田小見川鹿島港線が通っています。

②都市計画における緑地の考え方

○拠点の整備

- ・さくらの山を市民のレクリエーション拠点、本市の観光拠点として活用していくために、その機能を拡充するとともに、その周知に努めます。
- ・あわせて、市内及び地域内の観光情報などを提供することで、三里塚記念公園や三里塚さくらの丘などの他施設への回遊を促し、地域内への観光客の来訪を促進します。

○魅力があり利用しやすい公園の整備・拡充

- ・三里塚記念公園については、市民及び観光客のレクリエーションの場としての利便性向上のため、駐車場などの整備・拡充を進めます。

○水と緑の動線の整備・拡充

- ・市内及び地域の緑地資源を連携し、都市の緑の骨格を形成していくために、根木名川や取香川沿いの遊歩道などを活用した動線づくり、ネットワークづくりに努めます。
- ・地域内の主要な公共施設や新たに整備・拡充する公共施設などにおいて、施設の敷地を活用した緑化を推進します。

③緑の特徴

- ・地域面積の 1/4 を占める空港施設
- ・空港周辺の三里塚記念公園などの樹林地

④緑化の基本方針

丘陵地の緑などの自然環境を活かした日本の空の玄関に相応しい緑の保全及び景観形成に努めます。

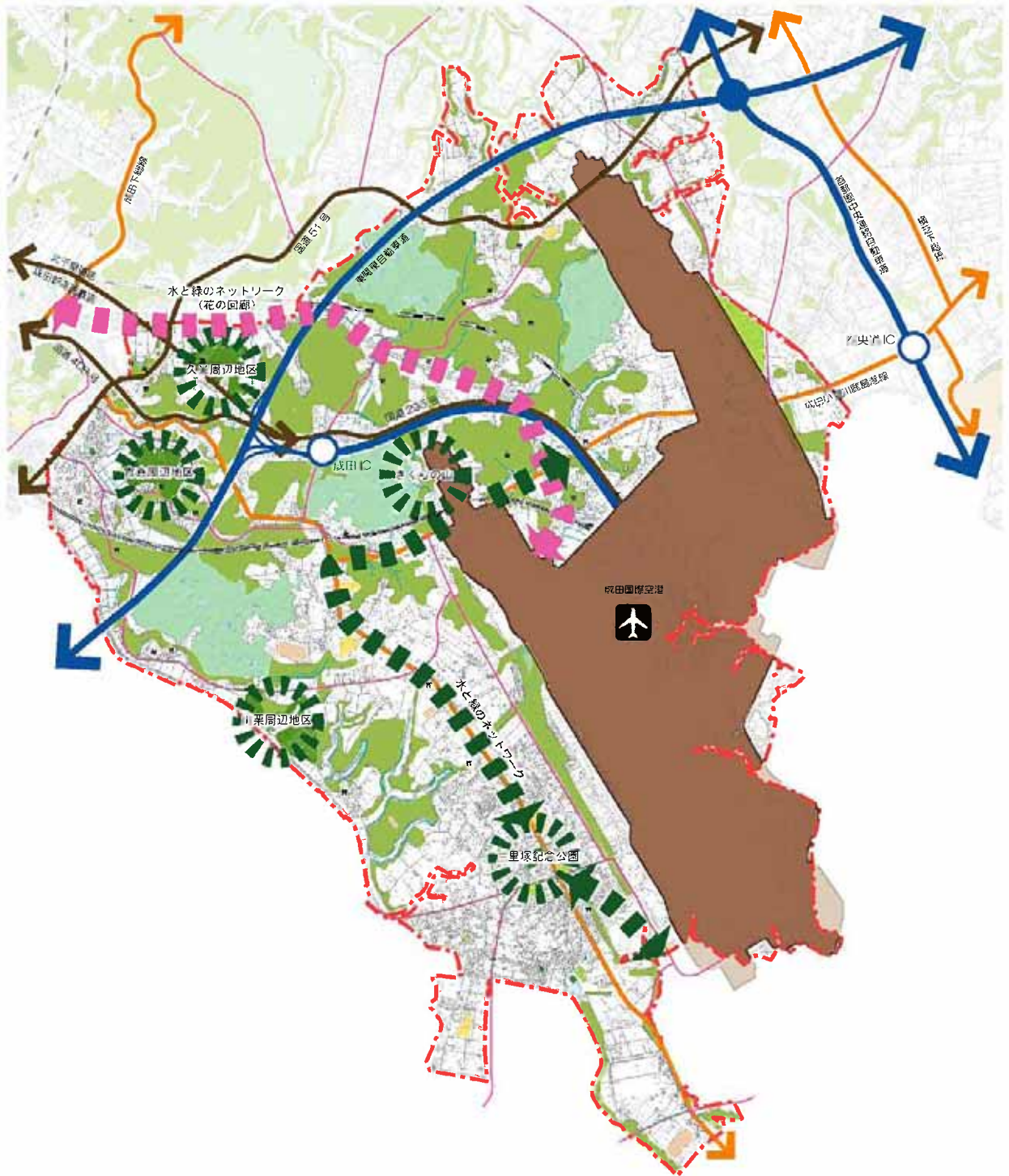
⑤緑化推進の方向性

- ・自然環境資源、景観資源である三里塚記念公園の樹林保全
- ・さくらの山の市民レクリエーション拠点機能強化
- ・三里塚記念公園、三里塚さくらの丘などの回遊性強化、ネットワーク化の推進
- ・根木名川、取香川沿いの遊歩道などを活用したネットワーク化の推進
- ・成田国際空港周辺のさくらの山などの観光レクリエーション機能強化

⑥重点的に取り組む施策

- ・さくらの山の整備・拡充
- ・三里塚記念公園の機能強化
- ・花の回廊構想の推進

図 遠山地域の緑化推進方針



凡例		
	緑の拠点	
	水と緑のネットワーク	
	水と緑のネットワーク (花の回廊)	
	市民の森	
	主な都市公園	
	それ以外の緑地等	
	水系 (河川、湖沼、水路等)	
	ゴルフ場	
	採草放牧地	
		既存施設等

8-5 下総地域

①地区の概要

- ・下総地域は本市の北部に位置し、利根川を隔てて茨城県に接する県境の地域。地形は利根川・派川根木名川・尾羽根川周辺などの低地には水田が広がり、他はおおむね丘陵地となっています。
- ・利根川沿いに国道 356 号が東西に通る、また常総大橋を渡って茨城県へ通じる成田下総線・横芝下総線・成田滑河線が本地域を南北に通っています。また、地域の北部・利根川沿いに JR 滑河駅があります。

②都市計画における緑地の考え方

- 利根川周辺などにおける拠点整備・拡充
 - ・緑うるおう都市づくりを推進するために、利根川周辺において、(仮称)下総親水広場の整備を進めます。
- 魅力があり利用しやすい公園の整備・拡充
 - ・地域住民の手軽で身近な憩いの場を確保するために、下総運動公園やスポーツ広場などの整備・拡充及び施設のバリアフリー化に努めます。
- 水と緑の動線の整備・拡充
 - ・市内の緑地資源を連携し、都市の緑の骨格を形成していくために利根川・派川根木名川沿いの遊歩道などを活用した動線づくり、ネットワークづくりに努めます。
 - ・地域内の主要な公共施設や新たに整備・拡充する公共施設などにおいて、施設の敷地を活用した緑化を推進します。

③緑の特徴

- ・利根川、派川根木名川、尾羽根川周辺などの水辺周辺の田園・里山の緑
- ・丘陵地等に残る樹林地

④緑化の基本方針

利根川などの水辺や周辺の田園風景、歴史的資源とその周辺の樹林地などの保全と活用及び景観形成に努めます。

⑤緑化推進の方向性

- ・地域内の歴史・文化的資源（ナウマンゾウ出土地・滑河観音・小御門神社など）周辺の樹林地の保全
- ・(仮称)下総親水広場の整備
- ・利根川、派川根木名川沿いの遊歩道整備・拡充、ネットワーク化
- ・利根川沿いに広がる水辺・緑地景観の保全
- ・下総運動公園やスポーツ広場などの整備・拡充
- ・公園施設のバリアフリー化

⑥重点的に取り組む施策

- ・(仮称)下総親水広場を含めた利根川周辺の整備
- ・市民活動による里山保全

図 下総地域の緑化推進方針



凡 例			
	緑の拠点		自動車専用道路
	水辺のネットワーク		主要幹線道路
	水と緑のネットワーク		幹線道路
	市民の森		主要な市道等
	土な都市公園		
	それ以外の緑地等		
	水系（河川、湖沼、水路等）		
	ゴルフ場		
	採草放牧地		
			(既存施設等)
			神社
			寺院
			小学校、中学校、高校

8-6 大栄地域

①地区の概要

- ・大栄地域は本市の東部に位置し、香取市等と接しています。地域の南部は丘陵地で、まとまった畑地が広がり、地域の北部は大須賀川が丘陵地の中に入り込み、その周辺の低地には水田が広がっています。
- ・地域を北東から南西にかけて国道 51 号が縦断し、中心市街地は道路沿いに形成されています。また、南北に横芝下総線、東西に成田小見川鹿島港線が通っています。
- ・地域の東部に東関東自動車道の大栄 IC があります。

②都市計画における緑地の考え方

○圏央道 IC 周辺などにおける拠点整備

- ・計画が進められている圏央道（仮称）成田小見川鹿島港線 IC 周辺などにおいて、自然を活かした公園としてグリーンウォーターパークの整備・拡充に努めます。

○魅力があり利用しやすい公園の整備・拡充

- ・地域住民の身近な公園や憩いの場を確保するために、グリーンウォーターパーク・ふれあいの丘公園・大栄運動場・（仮称）大栄野球場やスポーツ広場などの整備・拡充及び施設のバリアフリー化に努めます。
- ・地域内の主要な公共施設や新たに整備・拡充する公共施設などにおいて、施設の敷地を活用した緑化を推進します。

③緑の特徴

- ・丘陵地に広がるまとまった畑地
- ・大須賀川周辺に広がる水田と入り組んだ谷津田、里山
- ・大慈恩寺などの歴史的資源
- ・東関東自動車道などに隣接する道路緑化

④緑化の基本方針

大須賀川周辺の谷津と里山などの風景と歴史的資源の保全と活用及び景観形成に努めます。

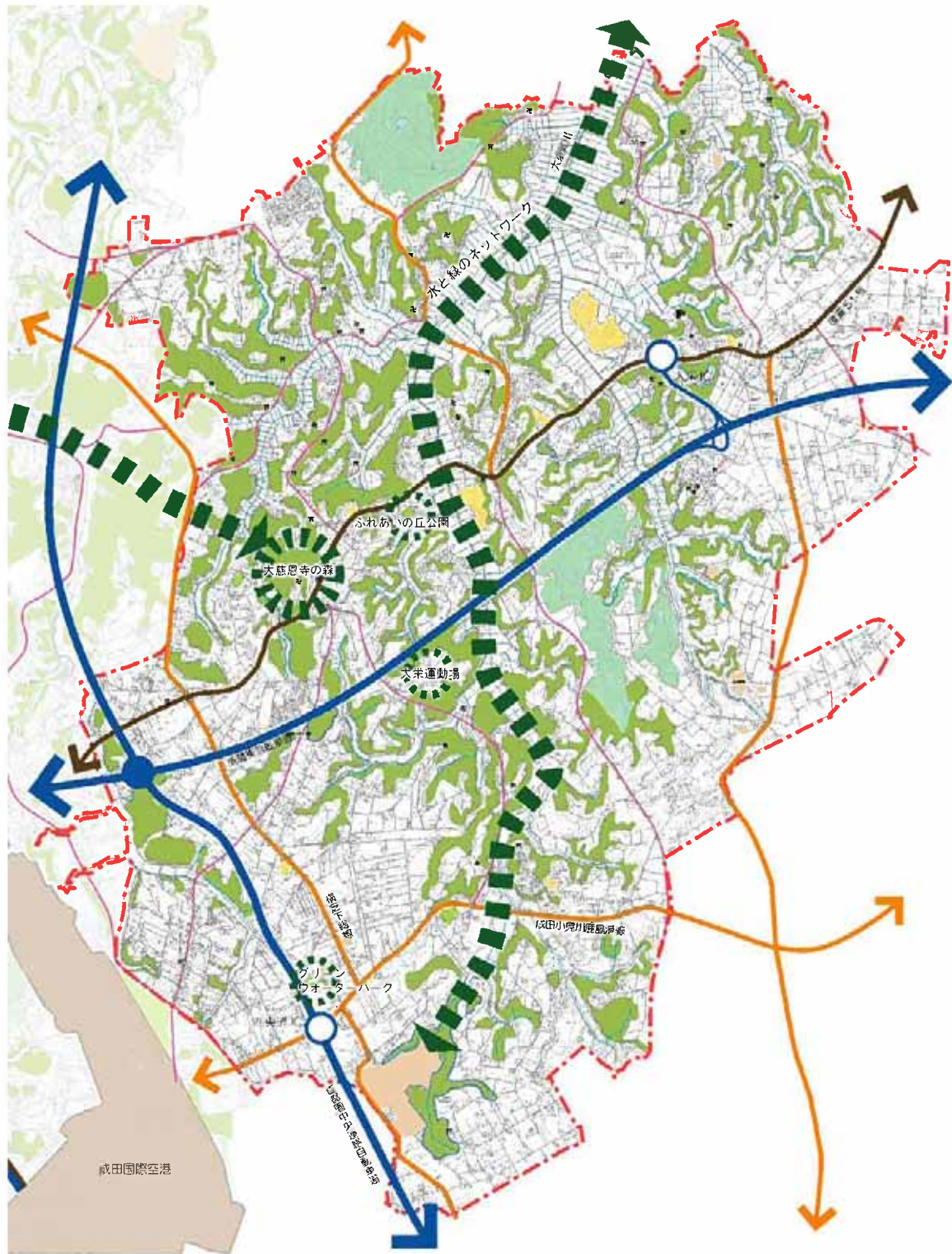
⑤緑化推進の方向性

- ・大恩慈寺の森などの自然度の高い樹林の保全
- ・大須賀川周辺に形成されている谷津、里山の樹林地の保全と市民の森などレクリエーション資源としての活用
- ・道路周辺地域への自然を活かした公園の整備・拡充
- ・グリーンウォーターパーク、ふれあいの丘公園、大栄運動場、（仮称）大栄野球場、スポーツ広場などの整備・拡充及び施設のバリアフリー化
- ・圏央道（仮称）成田小見川鹿島港線 IC 周辺の新たな景観形成

⑥重点的に取り組む施策

- ・グリーンウォーターパークの整備・拡充
- ・市民活動による里山保全

図 大栄地域の緑化推進方針



凡例		
	緑の拠点	
	水と緑のネットワーク	
	市民の森	
	主な都市公区	
	それ以外の緑地等	(既存施設等)
	水系(河川、湖沼、水路等)	
	ゴルフ場	
	採草放牧池	
		小学校、中学校、高校

9. 緑化重点施策

成田市の緑化を推進し、市全域に緑化意識を高めるために重点施策を設定します。重点施策は以下の3つを設定しました。

重点施策1 花の回廊構想等との連携

市内に存在する中小河川を軸とした水辺緑空間を充実させるために、河川や湖沼等の水辺と一体となった緑の保全・創出及びそれらのネットワーク化を進めます。

重点施策2 生産緑地機能の保全

土や緑に触れたいニーズの高まりと生産緑地における営農継続の方策として、生産緑地を利用した市民農園等を拡充する方策を検討します。

重点施策3 市民の森の拡充方策の検討

市民の身近な緑として、市内の各所に残る谷津田や寺社林の緑について「市民の森」とし、散策等のレクリエーション利用が可能となる施設整備等を検討します。

9-1 花の回廊構想等との連携

取香川を中心として桜による景観づくりが進められており、花の回廊構想として根木名川ふるさと川づくり事業などの総合的な構想となっています。根木名川・取香川に接続する成田国際空港周辺の公園や緑地と連携させて回遊できる水と緑のネットワークづくりを推進していきます。

また、市の北側には利根川が流れ、西側には印旛沼が接しており、大規模な水辺空間を活用した緑の拠点整備も推進していきます。

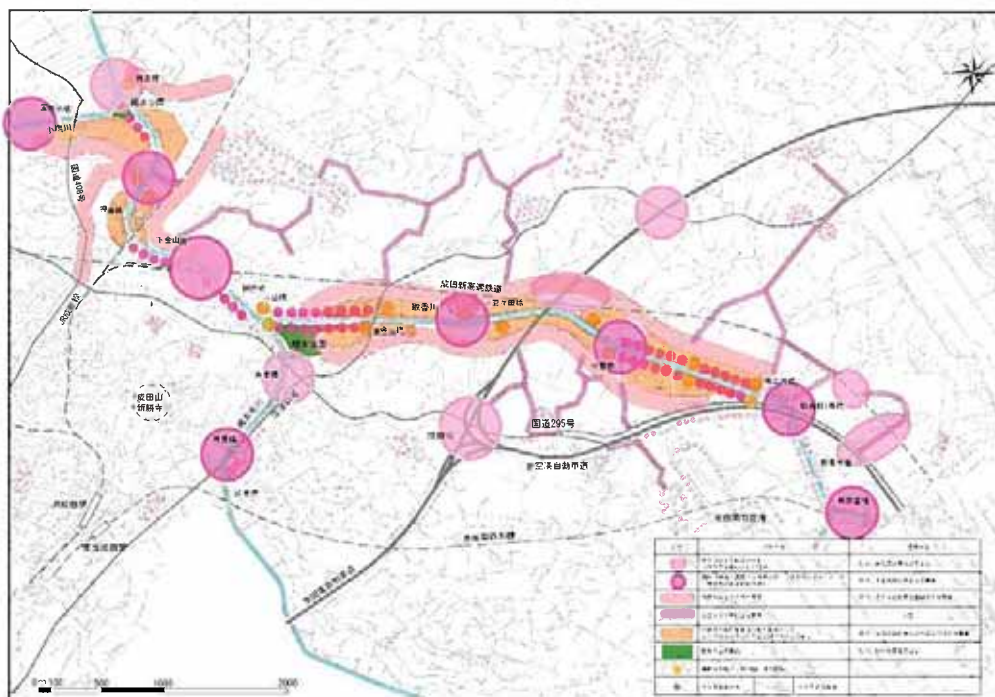


図 花の回廊構想

9-2 生産緑地機能の保全

生産緑地制度は、市街化区域内にある農地等の農業生産活動等に裏付けられた緑地機能だけでなく、環境改善や災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等に役立つ土地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に寄与しています。農業人口の減少・市街化の進展により良好な緑地である生産緑地が減少する傾向にあることから、土とふれあうレクリエーション需要にこたえ、生産緑地機能を保全するため市民農園などを拡充する方策を検討していきます。



市民農園

9-3 市民の森の拡充方策の検討

現在、市内には「長沼市民の森」と「成毛市民の森」が開設され、散策などのレクリエーション活動の拠点となっています。これらの緑地内には城跡もあり、文化財としても貴重なものとなっています。また、市内には斜面林、樹林地が多く残っており、今後も貴重な緑空間を保全する「市民の森」を拡充する方策を検討していきます。



長沼市民の森



成毛市民の森

成田市緑の基本計画

用語集

【あ】**アダプト制度**

一定区間の公共の場所において市民団体や企業が美化活動（清掃）を行い、行政がこれを支援する制度。

エコカー

エコロジーカーの略。エコカーの種類は、無公害車と低公害車に分けられる。無公害車は、まったく温室効果ガスを排出しない車。低公害車は、温室効果ガスを大幅に削減した車のことをいう。排気ガスを全く排出しない、または排出しても量が少ない車をクリーンエネルギー自動車という。ガソリンや軽油の代わりに何を燃料とするかにより「電気自動車」「天然ガス自動車」「メタノール自動車」「水素自動車」といった種類がある。ガソリンエンジンと電動モーターを組み合わせた「ハイブリッド自動車」もクリーンエネルギー自動車として分類されている。

NPO（エヌピーオー）

Non Profit Organization の略。「非営利組織」または「非営利団体」。現在、日本では「市民が主体となって継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間団体」を指す言葉として一般に使われており、法人格の有無や活動の種類は問わない。

エリアマネジメント

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み。

【か】**開発許可制度**

都市の周辺部における無秩序な市街化を防止し、良質な宅地水準を確保するため、開発行為をしようとする場合、都市計画法第 29 条等の規定により、あらかじめ知事の許可等を受ける制度。

風の道

ドイツのシュトゥットガルト市の都市計画で採用されたヒートアイランド現象対策のひとつ。郊外から都市内に吹き込む風の通り道を作り、都市中心部で暑くなった大気を冷やすことができるという考え方にに基づき、道路幅の拡張等の対策を計画的に実施している。

郷土環境保全地域

優れた自然環境及び身近にある貴重な自然環境を将来に継承していくため「千葉県自然環境保全条例」に基づき、自然環境保全地域、郷土環境保全地域、緑地環境保全地域が指定されている。

【さ】

里山

かつては、人里近くの薪や炭などを得る農用林を里山と呼んでいたが、現在では、農用林（里山林）のほか、田畑や川沼、草地、そして人々の住まう家々を含む、農村環境全体をさす。

自然エネルギー

太陽光や熱、風力、潮力、地熱など自然現象から得られるエネルギー。

指定管理者制度

従前の管理委託制度では、公の施設の管理は公共団体や地方公共団体の出資法人等に限定されていたが、指定管理者制度では、管理者の範囲を出資法人等に限定せず、民間の団体でも管理を行うことができる制度。

市民農園

小面積の農地を利用して一般市民が野菜や花を育てるための農園のこと。市民農園の開設は、市町村、農協、農地を所有している農家等が行っており、開設の形態は、「市民農園整備促進法によるもの」、「特定農地貸付法によるもの」、「農園利用方式（法に基づかないもの）によるもの」の3種類に分けられる。

市民の森

各都道府県や市町村により設けられた都市計画緑地の一つ。

（参考）市民緑地制度：土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度（都市緑地法第55条）

住区基幹公園（地区公園、近隣公園、地区公園）

地区公園：主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所あたり面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準とする。

近隣公園：主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所あたり面積2haを標準として配置する。

街区公園：もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所あたり面積0.25haを標準として配置する。

樹木医

樹木の診断及び治療、後継樹の保護育成並びに樹木保護に関する知識の普及及び指導を行う専門家。「樹木医」の名称は（財）日本緑化センターによる資格審査に合格し、登録した者のみが使用できる。

準用河川

一級河川及び二級河川以外の「法定外河川」のうち、市町村長が指定し管理する河川のこと。

蒸散作用

光合成の際に植物が根から吸収した水を、葉の気孔という穴から水蒸気として出していること。

生産緑地

良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図ることを目的として都市計画で指定した地区。

生態系

食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念。

生物多様性

生物の間にみられる変異性を総合的に指す概念であり、現在の生物がみせる空間的な広がりや変化のみならず、生命の進化・絶滅という時間軸上のダイナミックな変化を包含する幅広い概念。

総合設計制度

都市計画で定められた制限に対して、建築基準法で特例的に緩和を認める制度の一つで、公開空地の確保により市街地環境の整備改善に資する計画を評価し、容積率、高さ制限、斜線制限などを緩和するもの。

【た】

多自然川づくり

多自然川づくりとは、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

地区計画制度

既存の他の都市計画を前提に、ある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う制度。区域の指定された用途地域の規制を、強化することができ、各街区の整備及び保全を図る。

千葉県里山条例

正式名称は「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」。平成15年3月7日公布、同年5月18日に施行。適正な役割分担の下に県民全てが里山に関わるとともに、余暇や教育に係る活動の場等として里山の活用を進めることにより、人と里山との新たな関係を構築し、豊かな里山を次の世代に引き継ぐことを目的としている。

千葉県福祉のまちづくり条例

高齢者、障害者等が安心して生活し、自らの意思で自由に行動し、及び平等に参加することができる社会を構築するために行われる福祉のまちづくりに関し、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりのための施策及び高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できる施設等の整備について必要な事項を定めることにより、福祉のまちづくりの総合的な推進を図り、もって県民の福祉の増進に資することを目的としている。

低炭素社会

地球温暖化の原因である二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスの排出を、自然が吸収できる量以内に削減するため、低炭素エネルギーの導入などの環境配慮を徹底する社会システム。

特別緑地保全地区

都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。特別緑地保全地区は、都市計画法における地域地区として計画決定を行う。面積により決定主体が異なり、10ha以上の場合は都道府県が決定、指定都市にあっては、指定都市が決定する。10ha未満の場合は、市町村が決定する。

都市計画区域

都市計画を策定する対象となる場所として、都道府県が定める区域のこと。

都市計画マスタープラン

都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、個別具体の都市計画の指針として地区別の将来のあるべき姿をより具体的に明示し、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備等の方針を明らかにする市町村のマスタープラン。作成に当たっては、必ず住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるもの。

都市公園

都市公園法第2条及び都市計画法第11条第1項～第2項に該当する土地で、同法では「園路、広場、花壇、砂場、植物園、動物園、野外ステージ、プール、陳列館、売店、駐車場など」を備えた敷地としている。

都市緑地法

都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定。都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する制度等が定められている。

都市緑化月間

国及び地方公共団体が主催し、広く国民の理解と協力を得て、都市における緑の保全・創出や都市公園、街路樹の整備等を推進し、住民参加による緑豊かな美しいまちづくりを展開するための行事。毎年秋期に開催されている。

都市林

主として動植物の生息地または生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園。都市の良好な自然的環境を形成することを目的として配置する。

【な】

成田市緑化推進指導要綱

市における緑化の推進に関して必要な事項を定め、緑豊かでうるおいのある都市環境を創出し、健康で文化的な都市生活の向上に資することを目的としている。事業の区域が0.3ヘクタール以上となる場合、事業区分ごとの緑化率を確保することが定められている。

ネーミングライツ

命名権。命名権とは、広義では人間・科学的な新発見（生物、元素など）・事象・施設・キャラクターなどに名称をつけることのできる権利。この中で、施設命名権においては英語でネーミングライツ（Naming Rights）と呼ばれ、スポンサー企業の企業名や製品名などのブランド名を付けることのできる権利。

市では中台運動公園を平成21年4月から平成26年3月まで施設命名権導入により愛称を「サウンドハウス・スポーツセンター」としている。

【は】

バリアフリー

身体障害者や高齢者が生活を営むうえで支障がないように、商品を作ったり建物を設計したりすること。また、そのように作られたもの。

バリアフリー新法

正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」。平成18年6月21日に公布、同年12月20日に施行。公共交通機関や駅などの旅客施設を中心にバリアフリー化を進める「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」と建築物のバリアフリー化を進める「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」を統合・拡充した法律。

ビオトープ

ドイツ語 BIOTOP。生きもののすみか。生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉だが、特に、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もある。

保安林

木材を供給するとともに、水を貯え、山崩れなどの災害を防ぎ、津波・高潮の被害を軽減したり、私達の生活に多くの恩恵を与えている森林のなかで、特に重要な役割を果たしている森林について、「保安林」に指定し、森林の機能を高めるための森林の整備を図っているもの。

【ま】

緑のカーテン

緑のカーテンは、アサガオやヘチマなどのつる性の植物で建物の窓や壁をおおい、強い夏の日差しを和らげるなど、様々な効果の期待できる「地球に優しい自然のカーテン」。

【や】

谷津田

谷地にある水気の多い湿田を指し、「谷地田」または「谷戸田」ともいう。関東地方に多く分布している。

遊休農地

耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。

ユニバーサルデザイン

年齢、国籍、性別、個人の能力を問わず、誰もが可能な限り利用しやすいように、特別仕様のデザインをすることなしに、製品、建築物、環境をデザインすること。

【わ】

ワークショップ

原義は、「作業場」や「工房」であるが、教育や学習の場面で用いられる場合には、一連の流れをもった学びの様式、もしくは場として理解される。参加体験型グループ学習と意識されることもあり、一方通行的な知識伝達型の学びに対置する。体験学習法を取り入れ、主体的に参加する学習者が、経験や知識を共有しながら互いに学び合うことを特徴とする。

成田市緑の基本計画

平成 22 年 3 月発行

編集・発行 成田市都市部公園緑地課
〒286-8585 成田市花崎町 760
TEL 0476-22-1111(代)

登録番号 成公 09-059



リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

本計画書は再生紙を使用しています。